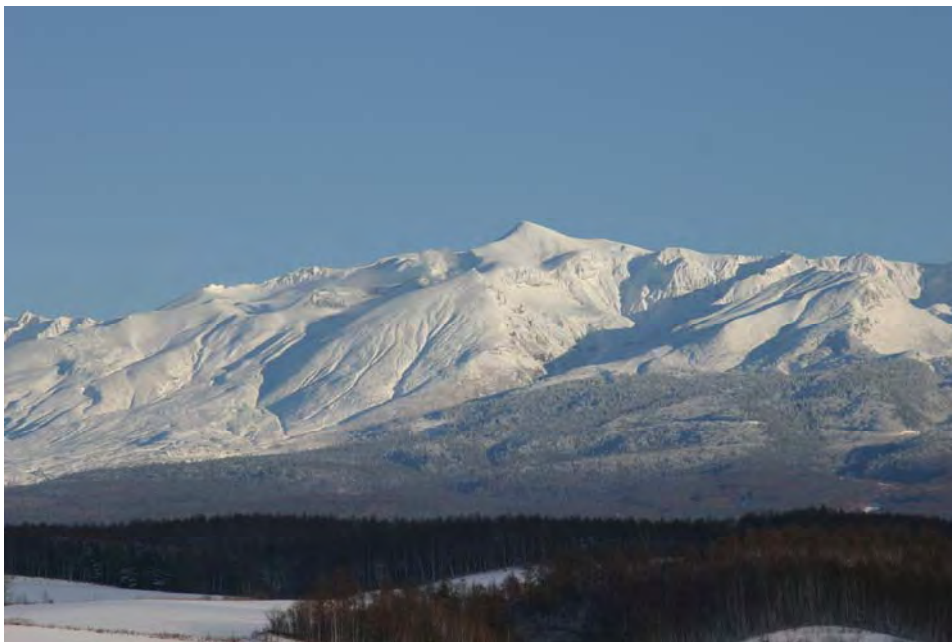


かみふらの景観づくり計画



決定：平成 22 年 11 月 29 日

適用：平成 23 年 4 月 1 日

北海道上富良野町

目次

はじめに	1
第1章 上富良野の景観とは	2
1-1 上富良野の景観の特徴	2
1-2 上富良野の景観要素	3
第2章 景観づくりの基本的考え方	4
2-1 上富良野の景観の目指すべき方向	4
2-2 共通する基本的な考え方	4
第3章 景観づくりの方針	5
3-1 景観特性パターンの分類	5
3-2 景観特性パターンごとの基本方針	6
A：街道景観	6
B：丘陵・田園景観	8
C：市街地景観	10
D：山岳景観	12
第4章 良好な景観形成のための行為の制限	14
4-1 景観計画区域の設定	14
4-2 行為の規制基準	14
4-3 届出手続きのフローチャート	15
4-4 行為の制限に関する事項	16
[別表第1] 届出の対象となる行為	16
[別表第2] 景観形成の基準	17
4-5 主要な展望地及び景観資源	18
(1) かみふらの八景	18
(2) かみふらの景観ポイント8	19
(3) 主要な展望地及び景観資源位置図	20
第5章 景観形成の基準解説	21
5-1 建築物等の位置・配置	21
5-2 建築物等の規模	24
5-3 建築物等の形態意匠	25
5-4 敷地の外構・その他	28
5-5 開発行為の位置・配置	29
5-6 開発行為の規模	30
5-7 開発行為の形状・緑化等	31
5-8 堆積物等	31
第6章 景観づくり重点地区又は重点路線の指定方針	32
6-1 指定の考え方	32
6-2 指定検討案	33
6-3 景観づくり重点地区又は重点路線での行為の制限	34
第7章 景観形成・保護への取り組み	35
7-1 景観重要建造物・景観重要樹木の指定	35
7-2 屋外広告物の表示等の制限	32
7-3 景観協定の活用	36
7-4 景観農業振興地域整備計画の策定	37
7-5 花と緑のまちづくり	37
7-6 景観スポット（視点場）の認定と整備	38
第8章 協働の進め方	39
8-1 景観づくり推進会議	39
8-2 支援方策	40
8-3 表彰制度	40
8-4 罰則	40
(参考) 農家宅地の景観形成に向けた指針	41

かみふらの八景



ジェットコースターの路



深山峠



千望峠



パノラマロード江花



日の出ラベンダー園



和田草原とどんぐりの郷



旭野やまびこ高地



十勝岳温泉郷

はじめに

上富良野町は、北海道のほぼ中央部に位置する人口約 11,800 人の町で北に美瑛町、南に中富良野町と接し明治 30 年に富良野村として設置され、分割、合併の経緯を経て現在に至っています。地形を見ると、富良野盆地の北部にあって、活動火山十勝岳を水源とする富良野川とヌッカクシ富良野川が町域を貫いており四季ごとに彩りを変える丘の風景と北国の春から秋を装う花の移ろいを象徴する丘と花のまちとして、深山峠、日の出公園、西山地区の 3 観光拠点があり、町内全体を自然美術館のまちとして、また美しい景観とともに稲作と畑作中心の農業地帯として発展しています。

平成 16 年 6 月に景観法が制定されこれを受けて全国の市町村において、それぞれの地域の特徴を活かした景観行政が進められております。上富良野町の景観は、十勝岳連峰をはじめとする恵まれた自然と気候や風土に合った農業を中心とした生活の営みの中から生まれてきました。この景観は多くの人々に感動を与えるばかりではなく、私たち町民の命を育む、天与の宝物です。

一方でこの素晴らしい景観に抱かれながら、開拓の頃より先人たちのたゆまぬ努力によって街が形成され、その表情はこの町の文化や歴史、産業活動など町民の生活によって刻まれてきました。私たちが生きる社会は常に変化していくものですが、私たちは上富良野町の景観が町民の大切な宝物であることを深く認識し、その享受に対する感謝の気持ちは不変のものとしてもちつづけなければなりません。そして次代を担う子どもたちが上富良野町を愛し誇りをもてるように、さらに快適で魅力ある町を創造していくことが、今の時代を生きる私たちに求められています。

ここに私たちは、町民一人ひとりが景観づくりの担い手であることの自覚をもち、この素晴らしい景観を守り、育みながら、誰からも愛される町を創造していくことを宣言し、平成 16 年 3 月にかみふらの景観づくり条例を制定しました。

この「かみふらの景観づくり条例」は、自然と町民の営みによって育まれた上富良野町の美しい景観の形成に関し必要な事項を定めることにより、景観づくりに関する施策を総合的、かつ、計画的に推進し、魅力と誇りに満ちた上富良野町の創造を図るとともに、地域の活性化に資することを目的として制定されました。景観づくりは、上富良野町の景観が町民の誇りとなるよう推進し、優れた自然、地域産業、文化や歴史を重んじ、次代に継承するよう、町民、事業者及び町の役割を明確にし、協働により推進されなければなりません。

この「かみふらの景観づくり計画」は、平成 19 年に策定された「かみふらの景観づくり基本計画」を基本に景観法第 8 条の規定に基づく景観計画として、計画の区域、計画の理念、届出を要する行為、景観づくりの施策の基本的事項を定めたもので、町民・事業者・行政等が一体となって景観づくりに取り組むための指針となる計画です。

なお、この計画は、「かみふらの景観づくり条例」と連動して運用することとし、必要に応じて記載内容の追加・見直しを行うなど、運用しながら随時変更を行っていく計画とします。

第1章 上富良野の景観とは

1-1 上富良野の景観の特徴

(1) 自然（地勢・気候・植生）

上富良野町は富良野盆地の北端に位置し、東は国立公園大雪山系の十勝岳連峰、西は幌内山地の南端と夕張山地の切れ目近くの山岳に挟まれています。一方、南は富良野盆地の平坦部へと開けています。また、町の中央部では、一級河川の富良野川が東から南西へと流れています。この地勢のため、上富良野町では雄大な山を望み、また、町の東西の丘陵地は起伏の細かい変化に富んだすばらしい景観を楽しむことができます。

また、植生については、平地部では殆どがカラマツの植林ですが、十勝岳周辺にはアカエゾマツの森や、エゾマツを中心とした天然林が残されています。十勝岳は例年秋には初冠雪し、初夏頃まで雪が残ります。このため、冬景色の山と緑豊かな丘陵地など複数の季節を同時に楽しむことができるのも、上富良野町の景観の魅力の一つとなっています。

◆雄大な山に囲まれた富良野盆地と起伏の大らかな丘陵地形

◆冬景色の山と緑豊かな丘陵地など明瞭な季節の移ろいを楽しめる



(2) 産業（農業と田園景観）

稲作・小麦・二条大麦・小豆・甜菜・馬鈴薯などが上富良野町の主要農作物となっています。町内では北海道特有の大規模な農地が広がっており、丘陵地の畑作、平地部の水田、そして森林や防風林が、スケールの大きな彩りを添えています。また、作付け面積は大きくありませんが、ホップや青しそ、ラベンダー、ハスカップなどの生産も行われており、町の特産物としての観光活用が期待されます。

◆水田・畑作・森林がかもし出すコントラスト

◆大規模耕作による色彩豊かな大地のパッチワーク



(3) 歴史・文化（景観形成の歴史的背景、市街地景観）

開拓記念館（旧吉田貞次郎邸）や旧役場を模した郷土館などの歴史的な建物が市街地内にあり、上富良野町における十勝岳噴火や開拓の歴史を今に伝えています。また、郊外には農業の歴史を伝える「土の館」があり、北海道遺産にも選定されています。また、国道 237 号は昭和 63 年に市街地を迂回する上富良野バイパスが開通し、市街地を通過していた頃に比べ見通しが良く、特に国道駐車帯に隣接する見晴台公園（平成 18 年開設）からは十勝岳連峰を一望できるようになりました。また、国道に限らず、芦別岳や十勝岳に向かって直線的に伸びる道路がスケールの大きいドライブ景観を作り出しています。

十勝岳噴火や開拓の歴史を今に伝える建物

◆山あいでは造られた見晴らしのよい街道



1-2 上富良野の景観要素

自然の景観資源

- ・ 十勝岳連峰や芦別岳
- ・ 起伏に富んだ東西の丘陵地形
- ・ 十勝岳山麓の森林



主に遠景

農業の景観資源

- ・ 平地部での水田を中心とした農業景観
- ・ 丘陵部での畑作を中心とした農業景観
- ・ 防風林や雑木林



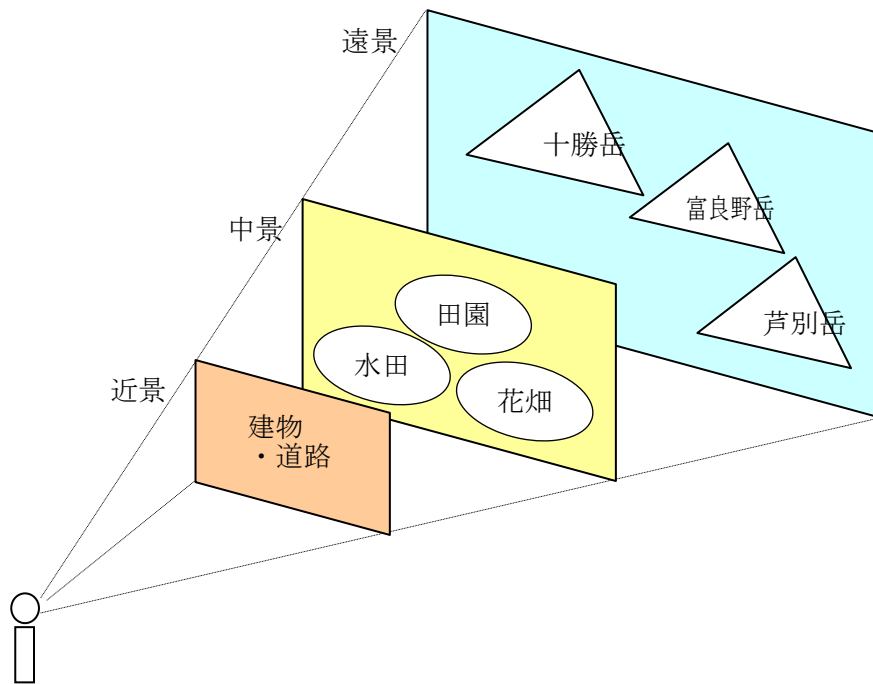
主に中景

歴史文化の景観資源

- ・ 直線的に伸びる道路
- ・ 北国特有の建築、開拓の歴史



主に近景



第2章 景観づくりの基本的考え方

2-1 上富良野の景観の目指すべき方向

「十勝岳連峰を望むおおらかな景観づくり」

「かみふらの八景」がいずれも十勝岳連峰を眺望できることから分かるように、十勝岳連峰は上富良野町の景観を代表する景観要素です。そのため上富良野町の景観づくりは十勝岳連峰への眺望保全が第一となります。

また、丘陵地や富良野盆地の地形と、農業の土地利用が織りなす景観は北国特有のおおらかなリズムを奏でています。自然と農業の雄大なイメージを大事にすることも重要です。

2-2 共通する基本的な考え方

上富良野町の景観づくりにあたっては、下記6つを基本的な考え方として取り組みます。

(1) 十勝岳連峰や田園丘陵などの景観資源の保全

上富良野町の景観資源は、自然の恵みと先人の歩んできた歴史が現代にもたらした賜物です。優れた自然、地域産業、文化や歴史を重んじ、この上富良野町のすぐれた景観資源を次代に継承すべく、適切に保全するとともに、さらなる向上を目指します。

(2) 観光産業の振興にもつなげる良好な視点場の形成

良好な景観づくりのためには、“見られる”景観資源だけではなく、“見る”場所（視点場）の形成が重要です。観光客の「おもてなしの場」として、町民にとっては「町の魅力の再発見の場」としてふさわしい視点場を形成し、ひいては観光産業の振興と景観の模範づくりを目指していきます。

(3) 景観阻害要因の軽減

上富良野町は優れた景観資源に恵まれ、既に素晴らしい景観が各地に存在しています。しかしせっかくの景観を阻害するものも多く存在しています。これら景観阻害要因を取り除けば、格段に景観が向上することから、北海道屋外広告物条例(昭和25年11月25日北海道条例第70号)に基づく屋外広告物行政など、関連する行政施策と連携しながら、積極的に取り組みを進めていきます。

(4) 自然景観や田園景観との調和と秩序ある市街地の形成

上富良野町の特徴である自然景観や田園景観の中に配される人工物については、周辺景観に溶け込むような調和した造りを行うことが重要です。また、市街地については適度な統一を図り秩序ある市街地の形成を目指していきます。

(5) 見る人と見られる対象の関係に着目した景観づくり

景観は見る人（視点）と見られる対象（視対象）の関係に着目することが必要です。主たる視対象とそれを引き立てる周囲の良好な景観がバランス良く見える構図を整えていきます。また、地域シンボルとなる樹木等にも配慮し、現存樹木の残置保護や新たな植樹によって、和み豊かな景観形成を推進します。

(6) 町民等と行政の連携

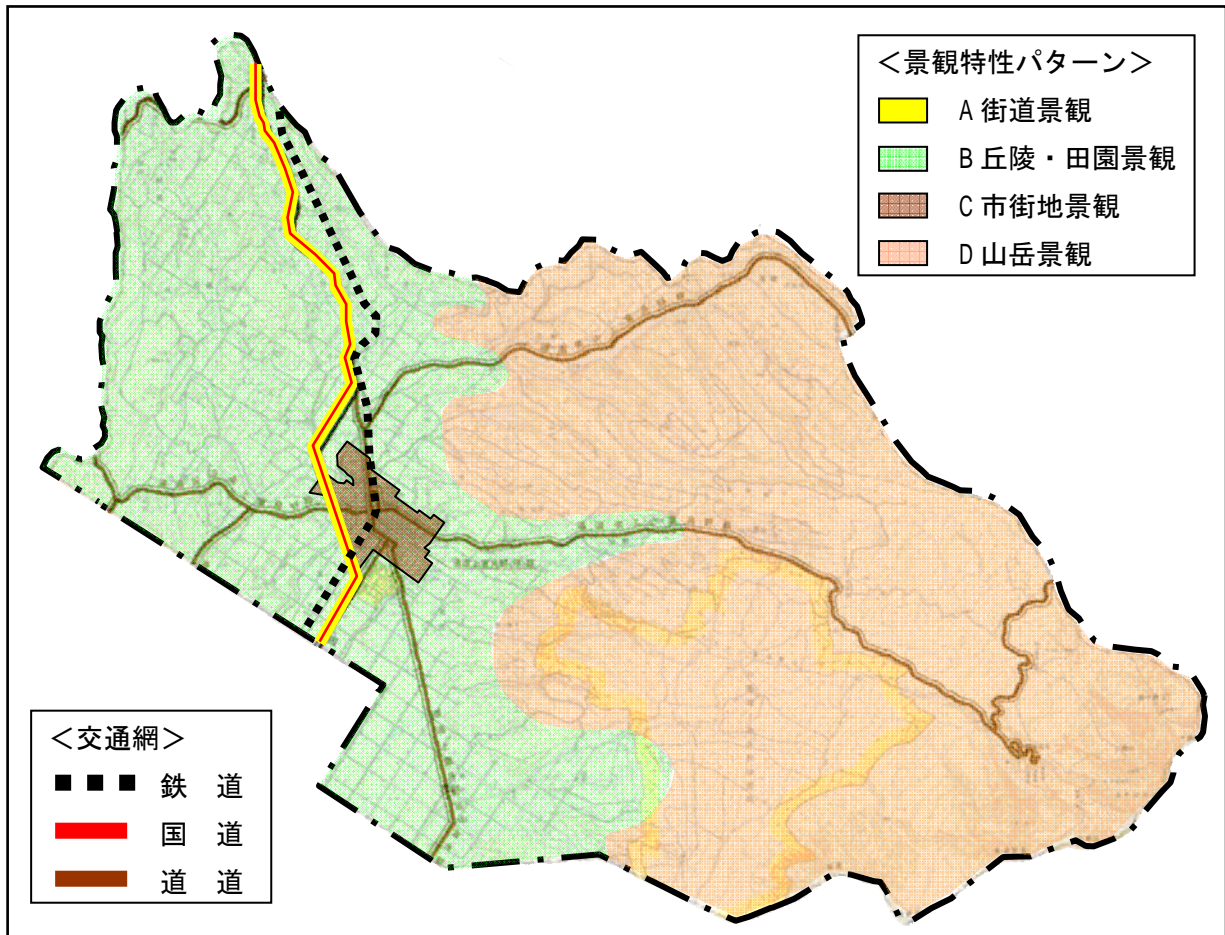
上富良野町の景観は、町だけでなく、町民・事業者との協働で作りに上げられるものです。町民一人ひとり、事業者一つ一つが景観に関心を持ち、自ら景観向上に積極的に努めるとともに、互いに協力しあっていくことが重要であり、町は景観に関する情報の発信や景観を学ぶ話し合う機会づくりや町民活動への支援などに取り組んでいきます。

第3章 景観づくりの方針

3-1 景観特性パターンの分類

景観構成や視点となる地域、観光戦略を考慮すると、上富良野町での景観特性パターンは大きく4つに分類することができます。

パターン名称	視 点	景観構成
A. 街道景観	国道（郊外）	近景：道路、沿道店等 中景：田園、市街地 遠景：山
B. 丘陵 ・ 田園景観	道道・町道・農道（郊外）	近景：道路等 中景：田園 遠景：山・市街地
C. 市街地景観	市街地	近景：市街地 遠景：山
D. 山岳景観	十勝岳温泉周辺 （郊外山岳）	近景：道路等 中景：山（森林） 遠景：山



3-2 景観特性パターンごとの基本方針

A：街道景観

国道 237 号は上富良野を訪れる人々のメインルートであり、いわば上富良野町の玄関口となる場所です。

そのため国道 237 号を視点とする街道景観においては、上富良野町のシンボルである十勝岳連峰または芦別岳への眺望の保全を図ることを基本とし、視線を遮る工作物や目立ちすぎる建築物などを極力排するよう取り組んでいきます。また、山の前面に展開する富良野盆地の広々とした田園景観についても、農地・緑地の保全を行っていきます。

観光客に対しては、ただ町内を通過させるのではなく、優れた景観で上富良野を印象づけるとともに、視点場への誘導を図っていきます。そして、視点場においては、地場製品の販売などを促進し、かつ、観光情報を提供し町内他地域への誘導を行うことで、観光経済の活性化を図ることとします。

十勝岳連峰または芦別岳への眺望の保全（中・遠景）

- ・稜線の確保を行います。（突出する建物の規制）
- ・自然と調和した建物に誘導します。（色彩・形態）
- ・景観に配慮した大型看板の設置を誘導します。
- ・農地・緑地の保全を推進します。



眺望に配慮した沿道景観づくり（近景）

- ・道路構造物への配慮を行います。
- ・沿道看板の適切な設置・統一・集約を誘導します。
- ・電柱、電線を隠す工夫をします。
- ・不法投棄の防止を図ります。



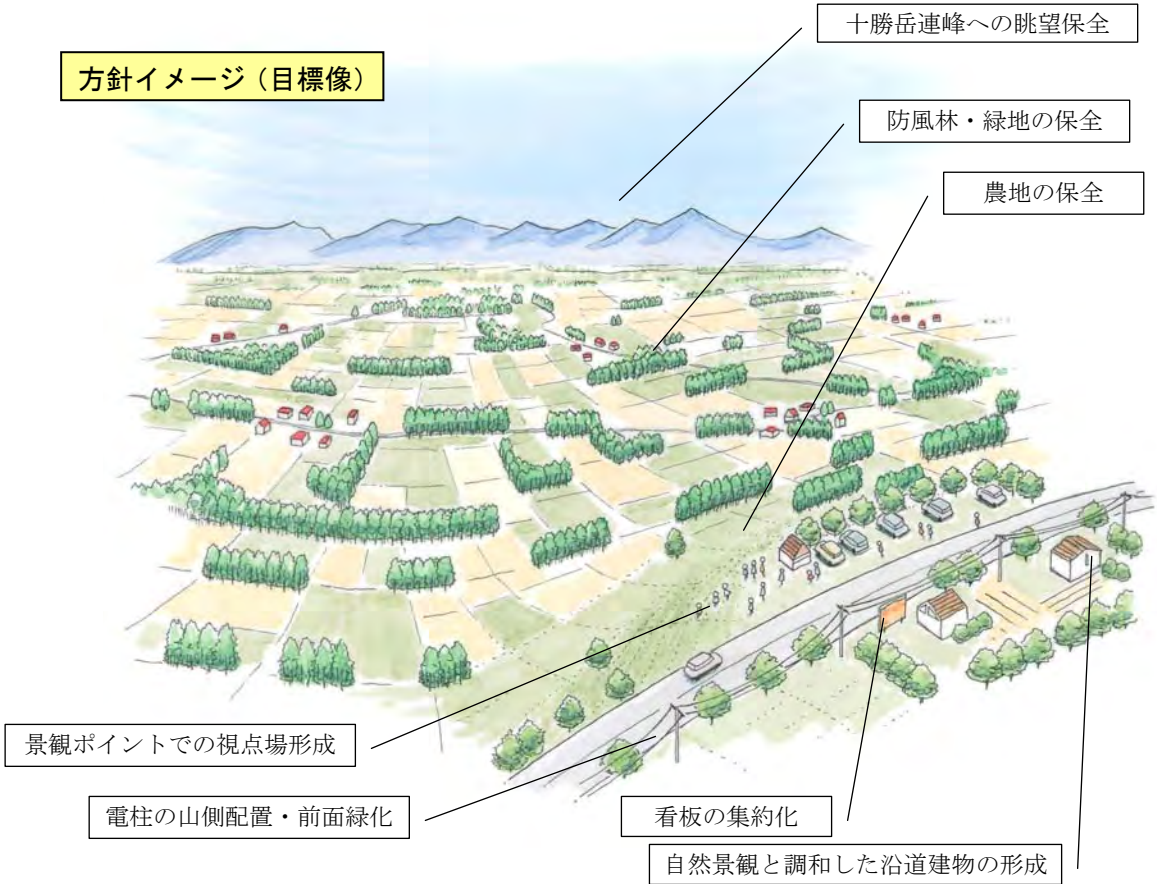
おもてなしの高い視点場の整備（視点）

- ・既存視点場の改善を図ります。（深山峠、見晴台公園等）
- ・良好な景観ポイントでの休憩所等の整備を進めます。
- ・ホスピタリティ（おもてなし）の向上を図ります。



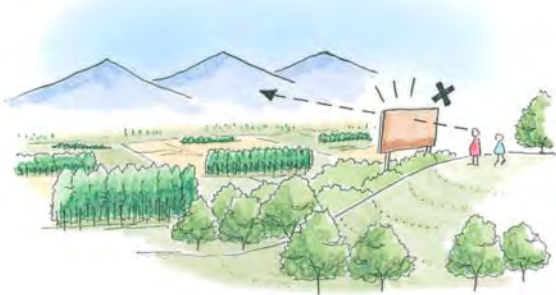
景観パターンA：街道景観

方針イメージ（目標像）

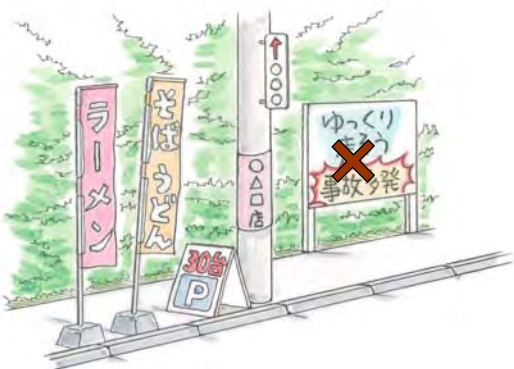


× 目標から景観が大きく外れてしまわないように「ルール（景観形成基準）」を定めます

●眺望を阻害する行為の制限



観光スポットや沿道で
乱立する看板やのぼりの
自主的な規制や集約化



●山麓の樹林の保全と
稜線を分断する行為の回避



そのほかにも

- 大きな建物には目立ちすぎる派手な色彩は使わない。
- 景色の邪魔にならないよう、電柱・電線などは山側配置や前面植樹を行う。などの配慮が必要です。

B：丘陵・田園景観

国道 237 号の西側の江花地区は、小麦や馬鈴薯、豆類などの畑作が盛んな丘陵地であり、作物で彩られた起伏の細かい丘陵地形と、市街地とともに望む十勝岳連峰の景観が特徴的です。そのため、景観形成にあたっては、上富良野町のシンボルである十勝連峰への眺望の保全を図ることを基本とし、視線を遮る工作物や目立ちすぎる建築物などを極力排することが重要です。また、優れた観光資源でもある農地・緑地を積極的に保全していきます。

一方、市街地の東側に位置する日の出地区は緩やかな傾斜の丘陵地であり、酪農や飼料作物、ホップの栽培などが行われている畑作地とその先に見える水田と市街地を望むことができます。この富良野盆地へとひろびろと広がる農地・緑地の保全も行っていきます。

観光客に対しては、多くの観光客を呼ぶのではなく、強く魅力を印象づけることに主眼を置き、「また行きたい」と思わせることが目標となります。また、観光と農業の共生エリアとして、観光収入が農業振興・農地保全に繋がるような農業と観光の連携の仕組みづくりを取り組んでいきます。

十勝連峰または芦別岳への眺望の保全（中・遠景）

- ・稜線の確保を行います。（突出する建物の規制）
- ・自然と調和した建物に誘導します。（色彩・形態）
- ・景観に配慮した大型看板の設置を誘導します。



農地・緑地の保全

- ・耕作放棄地の管理を行います。
- ・阻害要因を取り除きます。
- ・不法投棄の防止に取り組みます。



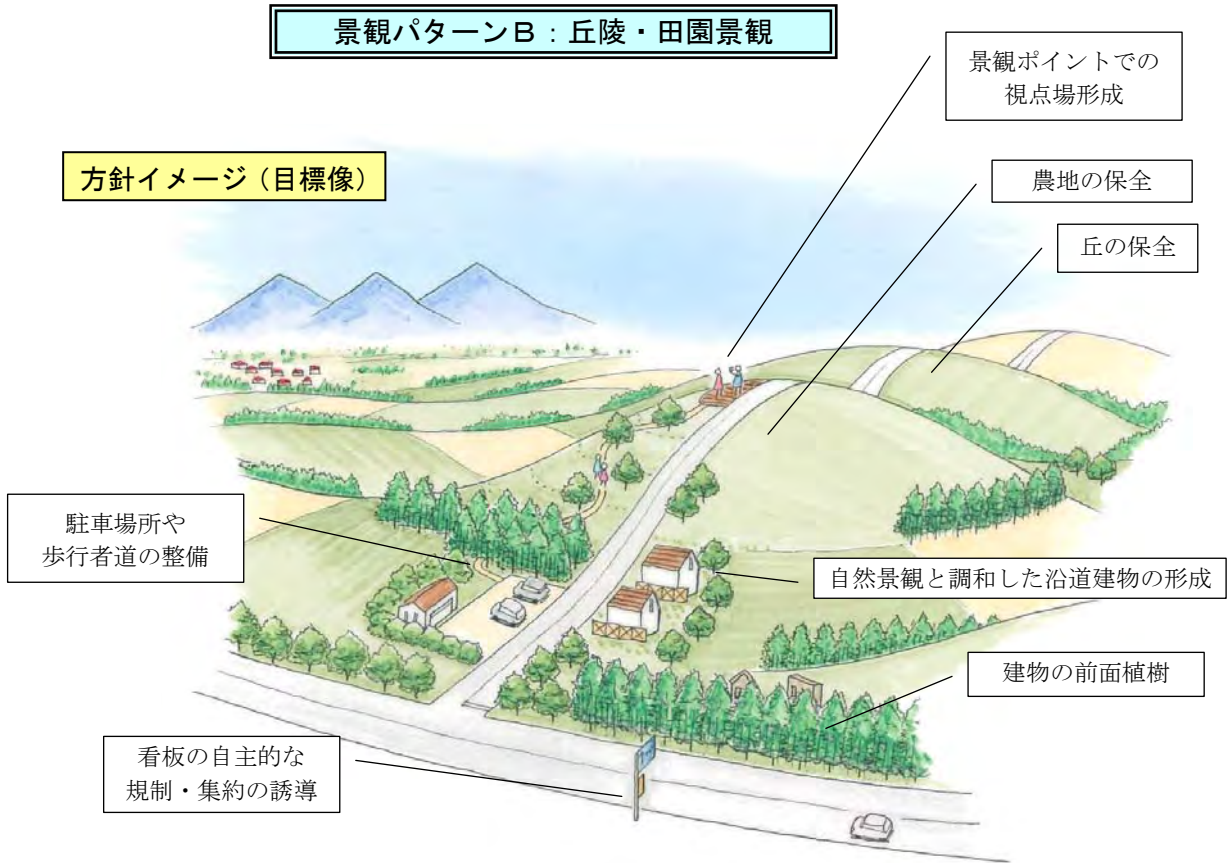
農業と連携した視点場整備（視点）

- ・農業と観光の連携を図ります。
（グリーンツーリズム・地元食材での料理）
- ・駐車場と視点場の分離による良質な視点場づくりを行います。



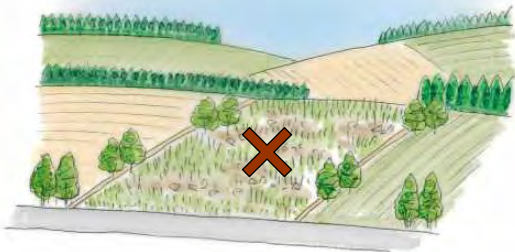
景観パターンB：丘陵・田園景観

方針イメージ（目標像）



× 目標から景観が大きく外れてしまわないように「ルール（景観形成基準）」を定めます

● 耕作放棄地を無くし農地活用を図る



景観に配慮した鉄塔などの配置
（代表的視点から見えない位置にする）



沿道で廃車・廃屋が放置されている場合、
撤去や前面植樹で目につかないよう工夫



派手なのぼり旗や自動販売機は設置規制や
色彩の変更などを図る



C：市街地景観

上富良野駅や商店街など、上富良野町の主要施設が集まっている市街地は、町民の生活エリアであると同時に観光客などのお客様をもてなすエリアでもあります。

現在の観光客は主に国道 237 号や上富良野駅から町内に訪れますが、市街地内を素通りして郊外の観光スポットへ行ってしまっています。観光集客を市街地内に取り込み、市街地の活性化を図るためには、「北国」「田園」「十勝岳」という上富良野郊外の観光イメージを大事にして観光客を落胆させない工夫をこらします。

そのため、景観形成にあたっては、駅や商店街などで、十勝岳への眺望確保など自然景観を取り込むとともに、季節の花でまちを彩るなどの取り組みを進めていきます。

また、住宅地においては、一戸一戸の住宅から身近な地域住環境へと意識を拡げ、生活環境の改善に取り組むことで、訪れた人も素敵だと感じ、住民も誇りに感じることでできるまちづくりを目指します。

観光イメージを大事にしたまちづくり

- ・十勝岳への景観確保のため高い建物を規制・誘導します。
- ・セミパブリック な空間を活用します。
- ・不自然な造作を避け地域素材の活用を図ります。
- ・メンテナンス・清掃を行います。
- ・現行の町の統一サイン計画を継続して推進します。
- ・商店街や駅周辺を花で彩り、景観形成を行います。

セミパブリック：パブリック（公共）とプライベート（個人的）の両面性がある部分



暮らしが絵になるまちづくり

- ・塀を低くして道路空間の拡がりを進めます。
- ・樹種などで地域ごとの統一を図ります。
- ・メンテナンス・清掃を行います。



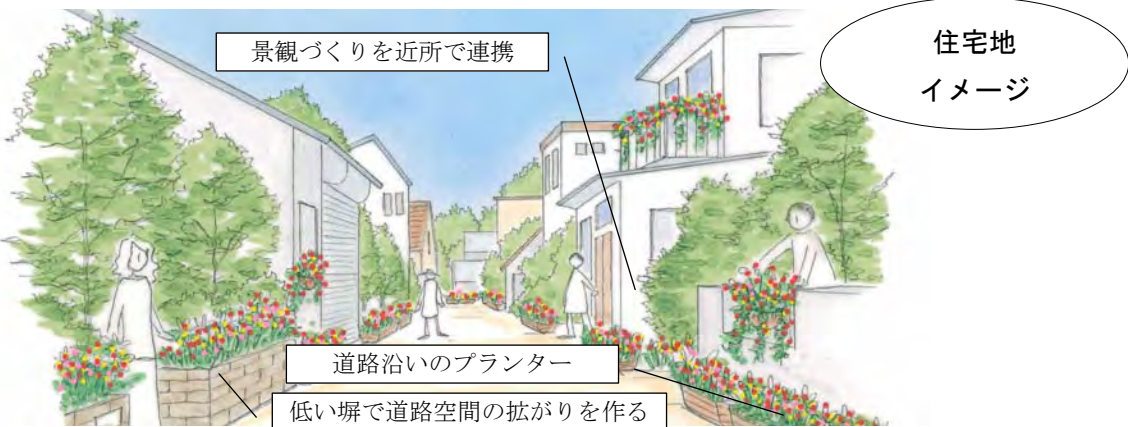
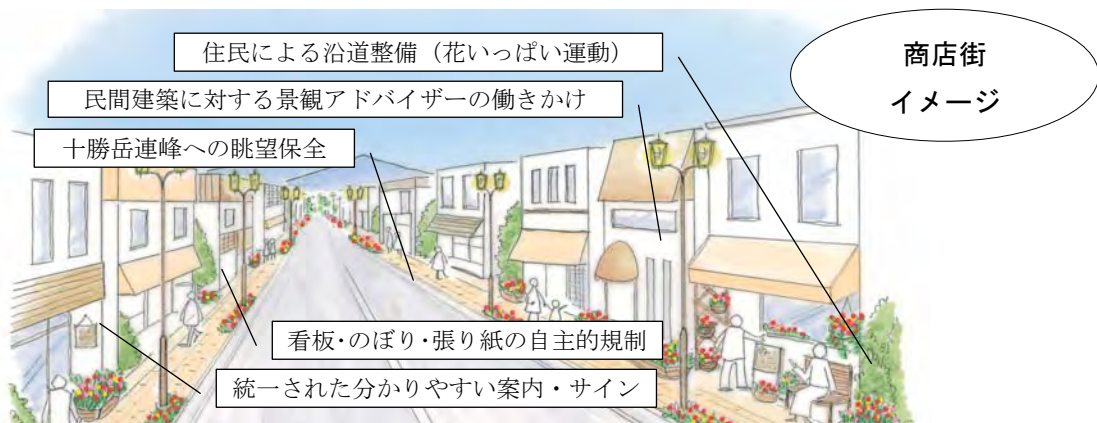
観光客も町民も憩えるまちづくり

- ・待ち合わせ場所や休憩場所などのちょっとした空間への配慮を行います。
- ・飲食店や観光施設でのオープンテラスなど景色を楽しめる空間づくりを行います。



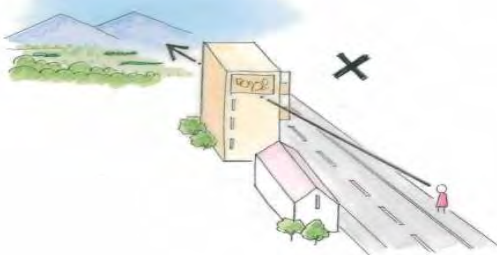
景観パターンC：市街地景観

方針イメージ（目標像）



× 目標から景観が大きく外れてしまわないように「ルール（景観形成基準）」を定めます

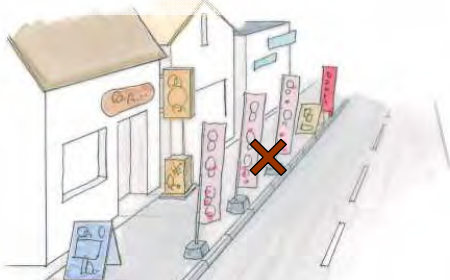
● 十勝岳への眺望確保



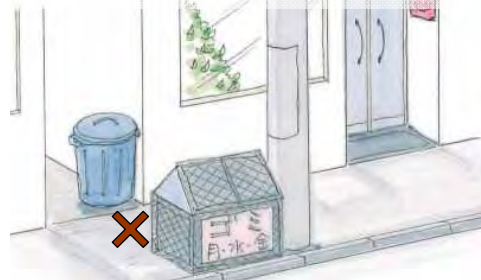
● 景観アドバイスによる建物の調和（街並みから浮いた建物の建築抑制）



● 歩道上などの立て看板やのぼりの自主的規制



● 表通りにゴミ箱を置かない等の工夫。



D：山岳景観

十勝岳温泉郷地区に代表される山岳地域は道内でも有数の豊かな自然が残された地域であり、四季それぞれに表情を変える山並みと原生林が調和した景観が最大の魅力となっています。

また、十勝岳温泉郷は風情のある露天風呂のほか、山スキーや登山基地として人気があり、世間（人工物）と離れた非日常（自然）の空間は、観光の魅力を高める重要な資源となっています。

そのため山岳景観の景観形成あたっては、手つかずの自然を保全することと、自然を身近に感じることを両立する工夫を行っていきます。

手つかずの自然を保全（遠景）

- ・森林の保全を図ります。
- ・鉄塔などの見えづらくする工夫を行います。



人工物は脇役に徹する（近景）

- ・道路構造物への配慮を行います。
- ・沿道看板の規制・統一・集約を図ります。
- ・不法投棄の防止を図ります。



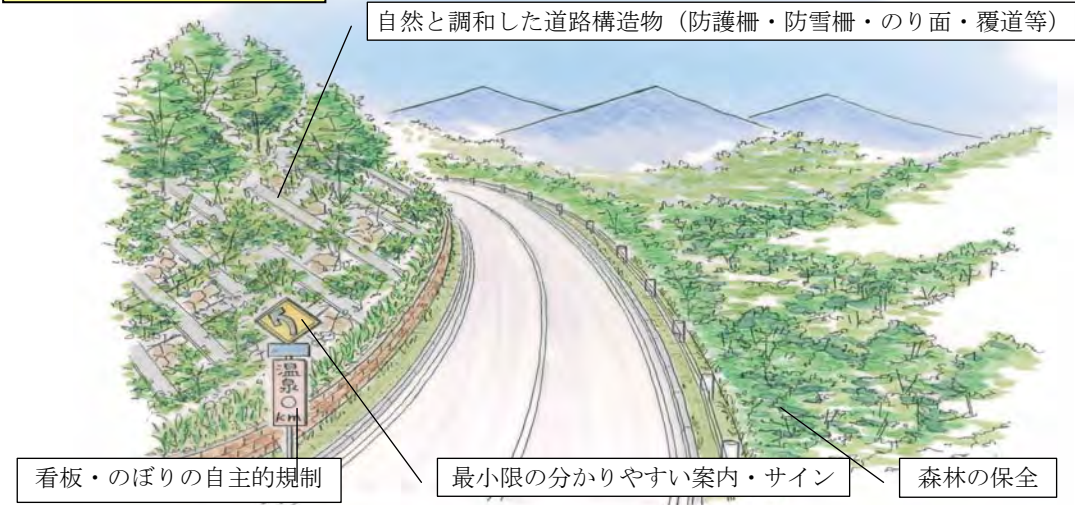
自然を身近に感じる演出（観光）

- ・アプローチ道路を隔てた観光施設の配置を行います。
- ・脇道・歩道自転車道など、より自然に近づくための整備を行います。
- ・チェーン着脱所やトイレを兼ねた簡易な展望スポットの整備を行います。



景観パターンD：山岳景観

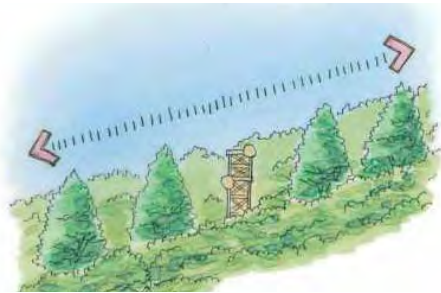
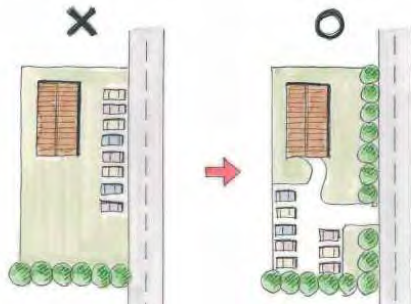
方針イメージ（目標像）



× 目標から景観が大きく外れてしまわないように「ルール（景観形成基準）」を定めます

道路に面した建物配置や駐車場配置を避け、アプローチを設ける工夫を。

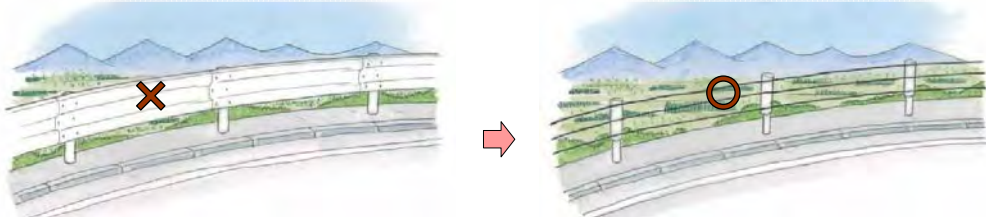
鉄塔などの設置の際は、山の稜線を乱さないように。



夏場は邪魔な矢羽根や防雪柵を、収納式の矢羽根や防雪柵にすることで対処。



● 景色より目立つ防護柵ではなく、透過性の高い形状や目立たない色彩で対処。



第4章 良好な景観形成のための行為の制限

4-1 景観計画区域の設定（法第8条第2項第1号関係）

計画対象区域は上富良野町全域です

上富良野を代表する優れた景観を守るため「上富良野町全域」を景観計画区域にします。

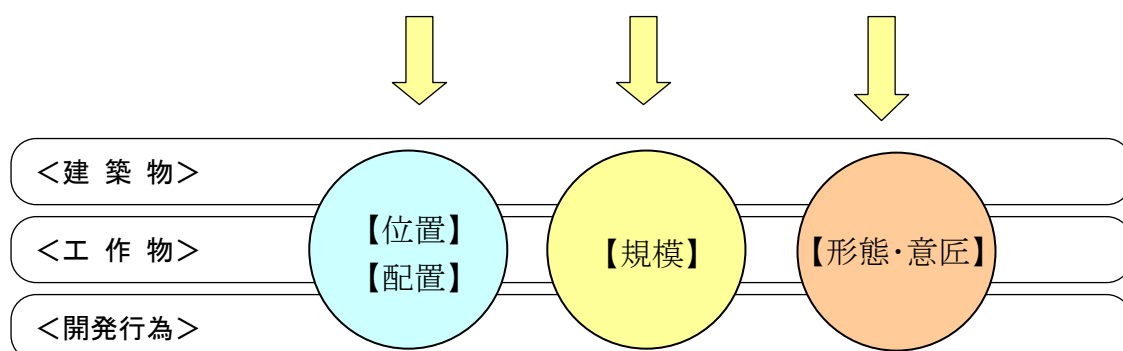
4-2 行為の規制基準

上富良野町の景観の目指すべき方向は「十勝岳連峰を望むおおらかな景観づくり」です。そのため、「十勝岳への眺望保全」と「北国の自然と農業のイメージ保全」という観点から、「色彩」「構造・意匠」「配置」に関する行為の規制基準を定めます。

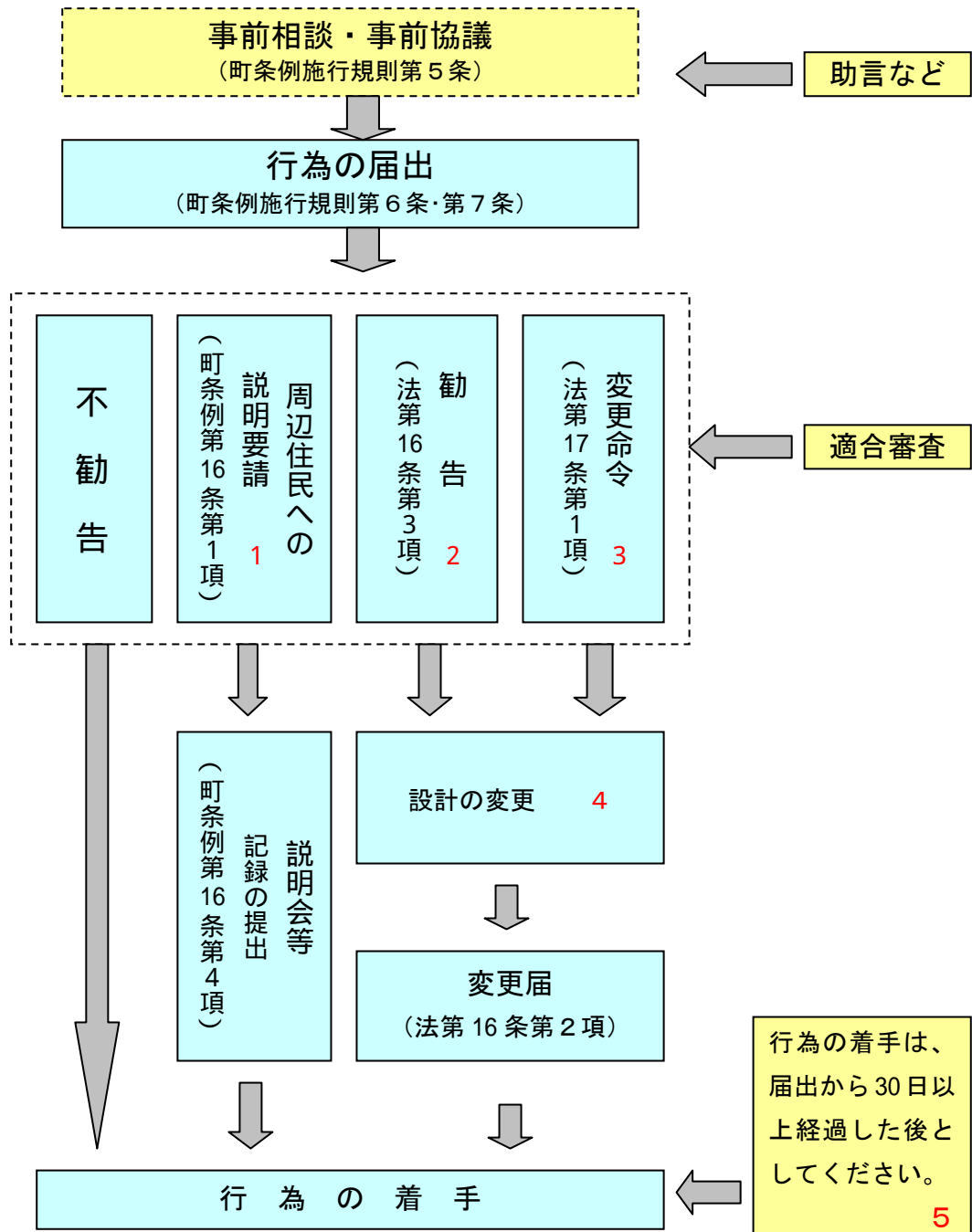
なお、以下本計画においては、景観法（平成16年6月18日法律第110号）を「法」、かみふらの景観づくり条例（平成22年9月16日条例第10号）を「町条例」、かみふらの景観づくり条例施行規則（平成22年11月29日規則第20号）を「町条例施行規則」といいます。

<基準の方針>

- 上富良野町内の代表的な視点から十勝岳を望む眺望を阻害しないこと。
- 北国の自然景観のイメージを損なう原色の色づかいや奇抜な意匠としないこと。
- 上富良野町の風景と調和し、多くの人に好感を持たれるデザインを心がけること。



4-3 届出手続きのフローチャート



- 1 いずれの区域でも建築・開発行為等を行う主体に対し、必要に応じて、周辺住民への説明を求めることができます。
- 2 勧告は、届出のあった日から30日以内にしなければなりません。
- ※3 変更命令は、届出のあった日から30日以内にしなければなりません。
変更命令を行う場合は、90日を上限に期間延長する場合があります。(法第17条第4項)
- 4 変更命令に従わない場合は、原状回復等を命ずることがあります。(法第17条第5項)
- 5 不勧告の場合は、町がこの期間を短縮することがあります。(法第18条第2項)

4-4 行為の制限に関する事項(法第8条第2項第3号関係)

上富良野町全域において、別表第1の行為を良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項の届出の対象として定めます。また、別表第2のとおり、景観に大きな影響を与える行為についての景観形成基準(法第8条第3項第2号関係)を定めます。

【別表第1】届出の対象となる行為

種別	届出対象行為	規 模
建築物 (法第16条第1項第1号)	新築、増築、改築、移転	高さ10m又は建築面積1,000㎡を超えるもの(塔屋、給水塔などの付属物を含む)
	外観を変更する修繕、模様替え又は色彩の変更	上記の規模を超える建築物で外観の2分の1を超えるもの
工作物 (法第16条第1項第2号)	新築・増築・改築・移転 ア 柵、塀、擁壁その他これらに類する工作物(法第8条第2項第5号ロに規定する特定公共施設、鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第8条第1項に規定する鉄道施設及び空港整備法(昭和31年法律第80号)第2条第1項に規定する空港の用に供するものを除く。) イ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類する工作物(景観法第8条第2項第5号ロに規定する特定公共施設、鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第8条第1項に規定する鉄道施設及び空港整備法(昭和31年法律第80号)第2条第1項に規定する空港の用に供するもの並びに電気供給のための電線路及び有線電気通信のための線路の支持物に該当するものを除く。) ウ 煙突、排気塔その他これらに類する工作物 エ 物見塔、電波塔その他これらに類する工作物 オ 彫像、記念碑その他これらに類する工作物 カ 観覧車、コースター、ウオーターシュートその他これらに類する遊戯施設 キ 自動車車庫の用に供する立体的施設 ク アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これらに類する製造施設 ケ 石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものの貯蔵又は処理の用に供する施設 コ 汚物処理施設、ゴミ焼却処理施設、産業廃棄物処理施設その他これらに類する処理施設	高さ3mを超えるもの
		高さ10m又は築造面積1,000㎡(建築物と一体となって設置されている場合は、当該工作物の高さが10m)を超えるもの
		外観を変更する修繕、模様替え又は色彩の変更
開発行為 (法第16条第1項第3号)	都市計画法に規定する開発行為	当該行為に係る土地の面積が3,000㎡を超えるもの
その他 (法第16条第1項第4号)	土地の開墾、土砂の採掘、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更(都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為を除く。)	当該行為に係る土地の面積が3,000㎡を超えるもの
	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積(期間が60日未満のもの及び雪の堆積を除く。)	当該行為に係る土地の面積が3,000㎡かつ当該行為に伴い生じる堆積物の高さが3mを超えるもの
	電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路若しくは空中線系(その支持物を含む。)	高さ10mを超えるもの
届け出る必要のない行為	上記の規模に満たない行為 通常管理行為、非常災害のための応急措置として行う行為 景観づくりに支障を及ぼすおそれがないと町長が認める行為	

[別表第2] 景観形成の基準

対象行為	区分	景観形成基準(配慮事項を含む)
建築物及び工作物	位置・配置	(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置・配置としてください。 (2) 十勝岳連峰、河川、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した位置・配置としてください。 (3) 市街地においては、周辺建物と合わせた壁面配置を基本としてください。ただしセットバックしてオープンスペースを確保する場合はこの限りではありません。 (4) 郊外部においては、道路に面した建物配置を避け、前庭・アプローチ路を設けることを基本とし、不可能な場合には建物前面に植樹を行ってください。 (5) 工作物においては、道路に面した配置を避け、不可能な場合には前面に植樹を行ってください。
	規模	(1) 地域の特性や周辺の建築物又は工作物との連続性を考慮して、街並みや周辺景観との調和に配慮した規模としてください。 (2) 十勝岳連峰、河川、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した規模としてください。 (3) 高さは、周辺景観から突出しないよう機能上やむを得ない場合を除いて15m以下(塔屋、給水塔などの付属物を含む)にしてください。
	(以下「形態又は色彩その他の意匠」という。)	(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した形態意匠としてください。 (2) 十勝岳連峰、河川、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望を阻害しない形態意匠としてください。特に稜線から突出しないよう高さを抑えてください。 (3) 外観は、周辺景観と調和する目立たない色彩とし、彩度は7以下としてください。また、原色の使用を避けてください。 (4) 壁面や屋根及び工作物への文字やイラストなどは止め、屋号やワンポイントのロゴマークに留めるよう努めてください。 (5) オイルタンクや室外機・屋上設備等など、建築物に附属する設備等は可能な限り目立たない位置へ設置し、又は目隠しをする等の工夫をしてください。 (6) 工作物は、建築物本体とのデザインの調和を図り、擁壁などについては、威圧感を軽減するよう、形状、素材感の工夫、壁面の緑化、前面の植栽など修景に配慮してください。
	敷地その他	(1) 敷地内は、周辺環境との調和を図り、特に道路等の公共空間に面した空間は、街並みにふさわしい修景を行うよう配慮してください。 (2) 敷地内の既存樹木は、可能な限り保存又は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に努めてください。 (3) 堆雪スペース等の設置を考慮するとともに、積雪期以外におけるこれらの施設と周辺景観との調和にも配慮してください。
開発行為	位置・配置	(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置としてください。 (2) 十勝岳連峰、河川や歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した位置としてください。 (3) 道路その他公共の場所や町内の代表的な視点から見える部分での、のり面・擁壁などの構造物の配置はできるだけ避け、不可能な場合には前面に植樹を行ってください。
	規模	(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した規模としてください。 (2) 十勝岳連峰、河川、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した規模としてください。
	形状・緑化等	(1) 十勝岳連峰や周辺景観との調和に配慮した形状としてください。 (2) 開発区域内にある河川や水辺、表土や植生等は可能な限り保全し、活用をしてください。 (3) 開発区域内の既存樹木は、可能な限り保存又は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に努めてください。 (4) 巨大な法面が発生しないよう配慮し、法面が生じる場合は自然地形に合わせて植栽してください。 (5) 擁壁などの構造物については、壁面の緑化、前面の植栽や修景措置を行ってください。
その他	物堆積	(1) 屋外における土石、廃棄物、再生資源、資材置き場その他の物件の集積、堆積、貯蔵は出来るだけ止め、やむを得ない場合は、原則高さ3m以下とし、外周部に樹木を植栽するなど修景に努めてください。 (2) 電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路若しくは空中線系(その支持物を含む。)については、設置位置が景観に支障を及ぼさないよう配慮に努めてください。
勧告・協議・命令等		景観形成の基準から外れた場合は、勧告・協議・命令等をおこないます。

4-5 主要な展望地及び景観資源

上富良野町の主要な展望地及び良好な観光資源として、かみふらの八景、かみふらの景観ポイント8に示すほか、たくさんすばらしい展望地及び景観資源がある。

(1) かみふらの八景



1 ジェットコースター之路

国道237号線から西11線道路を入れてバス停までの高低差の激しい2.5kmの直線道。ドラマ「優しい時間」でも使われた場所です。また、ここからの眺める十勝岳は絶景です。



2 深山峠

国道237号線沿いで丘陵地帯とラベンダーオーナー園、ルピナスの花々がキレイです。また、十勝岳連峰が一望できます。



3 千望峠

大雪山系の山々やラベンダー等の季節の花々が楽しめます。ここから望む上富良野町の夜景は格別です。



4 パノラマロード江花

パッチワークの丘とふらの岳に吸い込まれる感覚を体験できる直線道です。



5 日の出ラベンダー園

6月～8月までラベンダー園の丘は紫に染まります。7月には「花と炎の四季彩まつり」の会場になっています。展望台に登ると十勝岳連峰が一望できます。



6 和田草原とどんぐりの郷

そこからは、十勝岳連峰、富良野岳、芦別岳、夕張岳の景観が望めるやすらぎの高地です。



7 旭野やまびこ高地

林の中から随所に十勝岳連峰、旭野地区丘陵地帯、農場など数多くの絶景スポットが望めます。



8 十勝岳温泉郷

十勝岳、富良野岳の登山基地になっています。十勝岳温泉は、日本一早い紅葉が楽しめます。

(2) かみふらの景観ポイント 8



1 かののファーム

丘の花畑かののファーム。丘の上から十勝岳連峰が見渡せます。当農園では、ラベンダー・ポピー等、数十種類の花をはじめ、いろいろな作物を栽培しています。花の苗は毎年同じ場所に栽培すると、きれいに咲かない為、丘の景色は1年々模様が変わります。丘のパッチワークは感動的です。



2 十勝岳ラベンダーロード

一度は走ってみたい！
上富良野から十勝岳温泉郷に向かう、道道吹上・上富良野線沿いの遊歩道には約7kmに渡り、ラベンダーが植栽されており延々と続く紫のラインが、雄大な十勝岳連峰と相まって大自然の景観を美しく、醸し出しています。



3 フラワーランドかみふらの

虹のパノラマ大空間
フラワーランドは、雄大な十勝岳を背景にして、広大な花畑にたくさんのお花が色とりどりに次々と咲き誇り美しい風景を楽しめます。人気のトラクターバスに乗って、お花の香り北海道の素晴らしい大自然を思う存分に体験できます。



4 ファーム富田ラベンダーイースト

日本最大級のラベンダー畑がオープン
ファーム富田のラベンダー栽培50周年に、上富良野町東中地区にオープンした「ラベンダーイースト」。「展望台ラワーレの舎(いえ)」の建物の2階から一面に広がるラベンダー畑や十勝岳連峰を見渡すことができます。



5 土の館

世界の農耕のルーツを探り、土壌や食べ物大切さを学ぶ。
菅野豊治の手がけた農機具や鍛冶屋のようすと道具や世界の農耕の歴史と土地改良の施工を展示。また、国内最大級の土壌モノリスを始め全国の土壌や国産第1号機のトラクタを始め、国内外のクラシクトラクタ80台を展示する国内唯一の博物館。



6 日本画家後藤純男美術館周辺

大雪山系十勝岳連峰の麓に日本最高峰の芸術 かみふらので観る「日本の四季」
現代日本画壇を代表する画家、後藤純男画伯が、中国や日本の大和路、北海道を描いた大作など約130点展示しています。2階には、地場の食材を使ったレストランがあり十勝岳連峰や丘陵地帯が一望できます。



7 見晴台公園

国道237号隣接の十勝岳連峰を望める展望地
国道の駐車帯に車を止め、展望デッキから十勝岳連峰のパノラマを堪能できます。ベンチや芝生に横たわり、ゆっくりと流れる雲を眺めながら、疲れを癒してください。



8 上富良野駅

上富良野町の玄関口
開駅は明治32年で、昔は、農作物や木材、十勝岳から搬出された硫黄も輸送されていました。駅前の花壇は、まちづくり委員会によるボランティアの作品。ミニSLの前で記念写真をどうぞ。

(3) 主要な展望地及び景観資源位置図



かみふらの八景

NO	対象景観資源の名称	主要な展望地の所在地
1	ジェットコースターの路	上富良野町西11線北30号
2	深山峠	上富良野町深山峠地区
3	千望峠	上富良野町千望峠地区
4	パノラマロード江花	上富良野町西3線北21号
5	日の出ラベンダー園	上富良野町東2線北27号
6	和田草原とどんぐりの郷	上富良野町東4線北27号
7	旭野やまびこ高地	上富良野町旭野地区
8	十勝岳温泉郷	上富良野町十勝岳地区

かみふらの景観ポイント8

NO	対象景観資源の名称	主要な展望地の所在地
1	かんのファーム	上富良野町西12線北32号
2	十勝岳ラベンダーロード	上富良野町旭野地区
3	フラワーランドかみふらの	上富良野町西5線北27号
4	ファーム富田ラベンダーイースト	上富良野町東6線北16号
5	土の館	上富良野町西2線北25号
6	日本画家後藤純男美術館周辺	上富良野町東4線北26号
7	見晴台公園	上富良野町光町3丁目
8	上富良野駅	上富良野町栄町1丁目

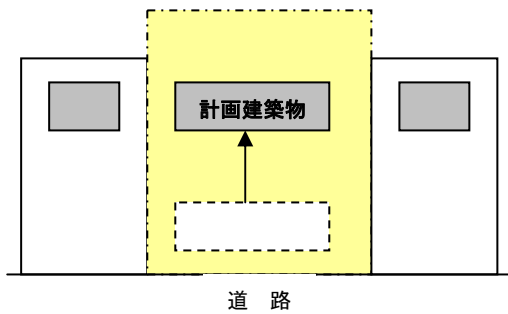
第5章 景観形成の基準解説

4章 4-4において、「景観形成の基準」を示しましたが、この内容について、事例とともに基本的な考え方を説明します。以下「建築物及び工作物」については「**建築物等**」と表示します。

5-1 建築物等の位置・配置

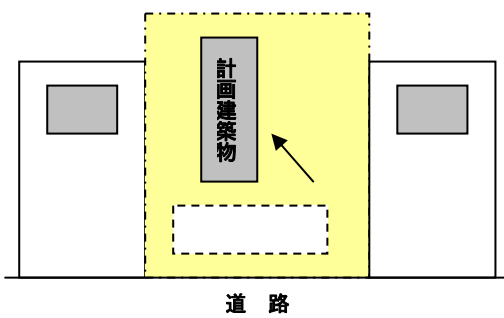
[景観形成の配慮事項]

- (1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置・配置としてください。
- (2) 十勝岳連峰、河川、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した位置・配置としてください。



[事例]

周辺景観との調和に配慮して、計画建築物を道路から離して置いた例（配置図）



[事例]

周辺景観との調和に配慮して、計画建築物等を長軸方向と道路方向を直角にして置いた例（配置図）

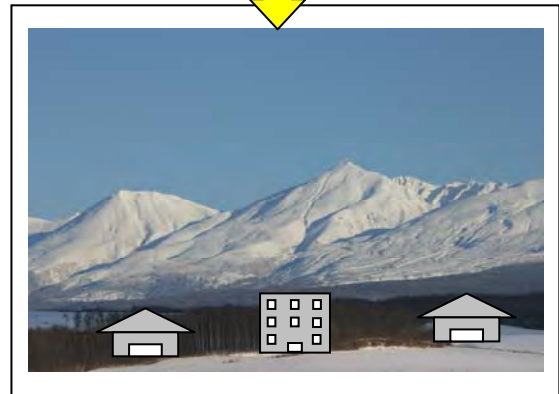
[考え方]

それぞれの地域の景観は長い年月をかけて形成された自然とこれまでの人々の営みによって築かれた地域固有の特性を伝えています。

そうした地域において建築物等の建設や改築などを行うにあたっては、地域の特性が失われたり、周辺の景観が損なわれたりしないように、周辺の状況を充分把握したうえでその地域にふさわしい計画や設計をすることが大切です。

計画敷地の選定にあたっては、計画している建築物等が機能を有効に発揮できるかなどとあわせて、地域の特性や周辺景観との調和や遠くに地域の良好な景観資源があるときは、周辺からの眺望を想定して計画建築物がその景観に対する眺望をどの程度影響を与えるかについても検討をする必要があります。また、計画敷地内のどこにどのような向きで建築物等を置くかは、周辺に与える影響が大きいため、調和に配慮する必要があります。

計画敷地内には建築物等の本体以外にも、附属する駐車場、物置等様々なものが計画されます。それらの置き方や相互の位置関係についても地域の特性や周辺景観との調和に配慮が必要です。



[事 例]

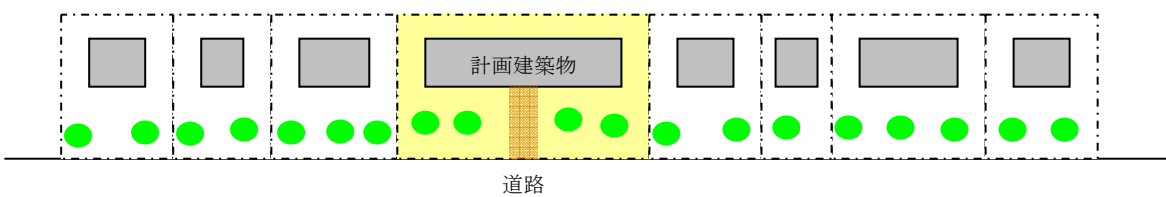
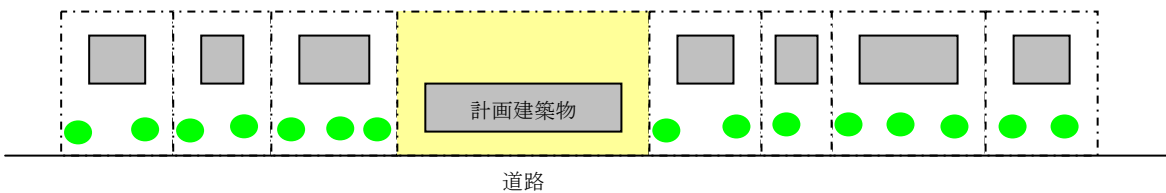
周辺景観との調和に配慮して、計画建築物を道路から離して置いた例（合成写真）

[事 例]

周辺景観との調和に配慮して、計画建築物等を長軸方向と道路方向を直角に配置し高さを抑えた例（合成写真）

[景観形成の配慮事項]

- (3) 市街地においては、周辺建物と合わせた壁面配置を基本としてください。ただしセットバックしてオープンスペースを確保する場合はこの限りではありません。
- (4) 郊外部においては、道路に面した建物配置を避け、前庭・アプローチ路を設けることを基本とし、不可能な場合には建物前面に植樹を行ってください。
- (5) 工作物においては、道路に面した配置を避け、不可能な場合には前面に植樹を行ってください。



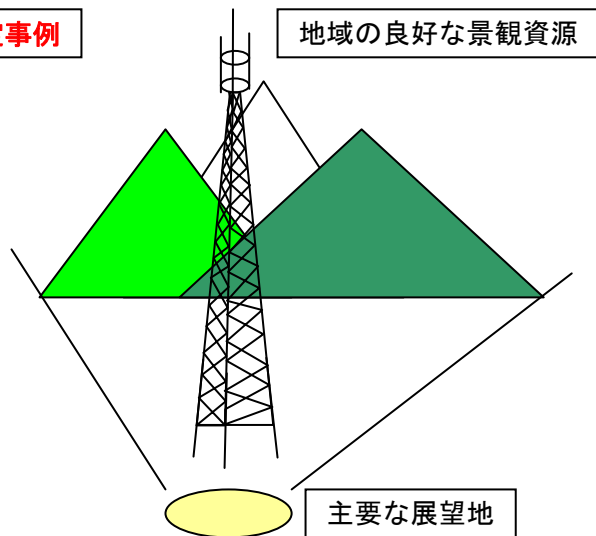
[勧告・協議基準]

- (1) 建築物等の位置・配置が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。
- (2) 主要な展望地から地域の良好な景観資源に対しての眺望を大きく遮る位置に建築物等を建設するとき。
- (3) 地域の良好な景観資源の近傍地にあることにより、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害するとき。

勧告想定事例



合成写真



地域の良好な景観資源

主要な展望地

[考え方]

「主要な展望地」と「地域の良好な景観資源」を結ぶ線上で展望地に比較的近い位置に建築物等を建設する場合は、建築物等として規模の大小にかかわらず、この景観資源に対しての眺望を大きく遮る位置に建築物等を建設するときは、**勧告・協議基準**に該当します。

勧告想定事例



合成写真

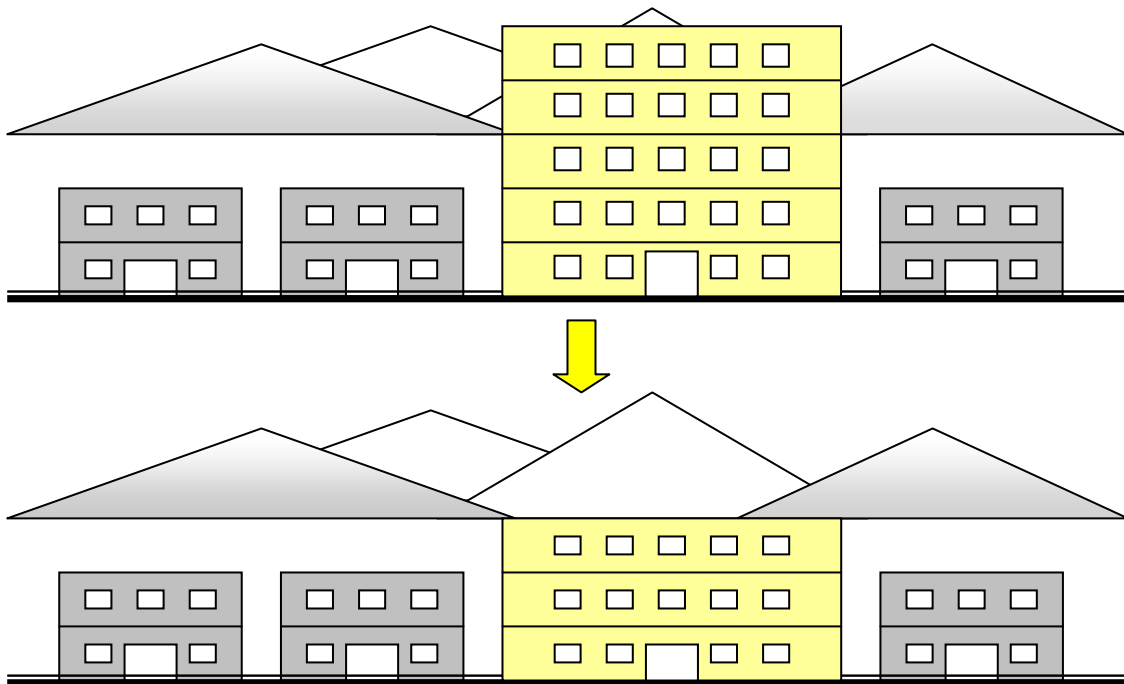
[事例]

地域の良好な景観資源である歴史的建築物の近くに建造されているこの工作物は、この景観資源に対する眺望を著しく阻害しています。

5-2 建築物等の規模

[景観形成の配慮事項]

- (1) 地域の特性や周辺の建築物又は工作物との連続性を考慮して、街並みや周辺景観との調和に配慮した規模としてください。
- (2) 十勝岳連峰、河川、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した規模としてください。
- (3) 高さは、周辺景観から突出しないよう機能上やむを得ない場合を除いて15m以下（塔屋、給水塔などの付属物を含む）にしてください。



[勧告・協議基準]

- (1) 建築物等の規模が地域の特性や周辺景観と調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。
- (2) 主要な展望地から地域の良好な景観資源に対しての眺望を大きく遮る規模で建築物等を建設するとき。
- (3) 地域の良好な景観資源の近傍地に、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害する規模の建築物等を建設するとき。

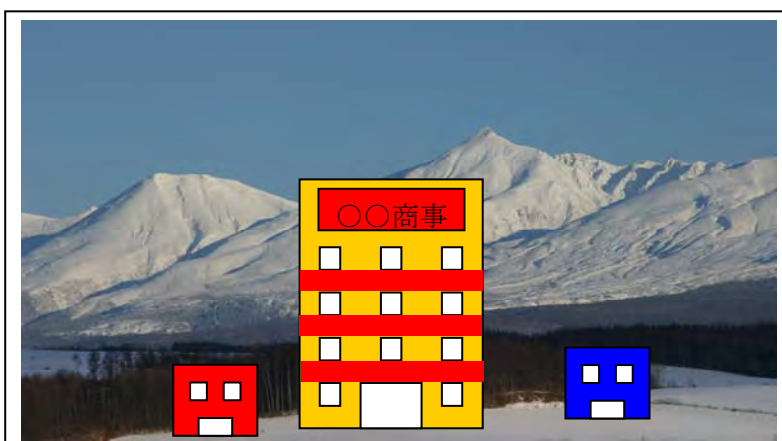
[考え方]

建築物等の規模は各部分の高さ、横幅及び奥行きの数値で表すことが出来ますが、この数値のうち実際に見る位置から感じる規模に影響するのは、その位置から見た高さや横幅となります。例えば、道路から見た建築物の高さを一定にすることで、建物のスカイラインを揃えてまとまりと開放感を確保し、良好な景観が形成されている地域において、計画建築物の高さが突出して周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するときは、**勧告・協議基準**に該当します。

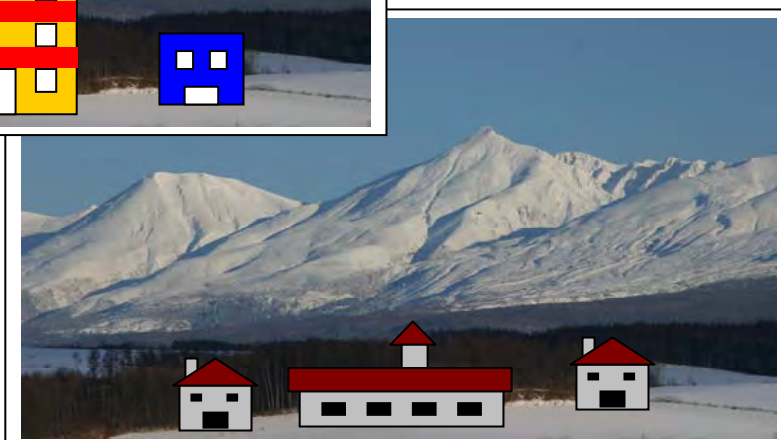
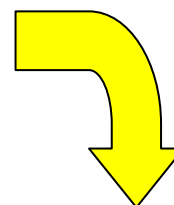
5-3 建築物等の形態意匠

【景観形成の配慮事項】

- (1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した形態意匠としてください。
- (2) 十勝岳連峰、河川、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良い景観資源に対して、周辺からの眺望を阻害しない形態意匠としてください。特に稜線から突出しないように高さを抑えてください。
- (3) 外観は、周辺景観と調和する目立たない色彩とし、彩度は7以下としてください。また、原色の使用を避けてください。
- (4) 壁面や屋根及び工作物への文字やイラストなどは止め、屋号やワンポイントのロゴマークに留めてください。



勧告・変更命令等想定事例



【勧告・協議基準】

- (1) 建築物等の形態意匠が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。
- (2) 建築物等の外観にけばけばしい色彩を用いることにより、周辺景観を著しく阻害するとき。

【変更命令基準】

- (1) 上記(2)の場合で、特に良好と認められる周辺景観を著しく阻害するとき。

【考え方】

建築物等の形態意匠及び色彩は、周辺の景観に大きな影響を与えます。特に稜線から突出したり外観に原色を使用したり文字を入れることで地域の特性や周辺景観を著しく損なわれたりしないよう配慮が必要です。

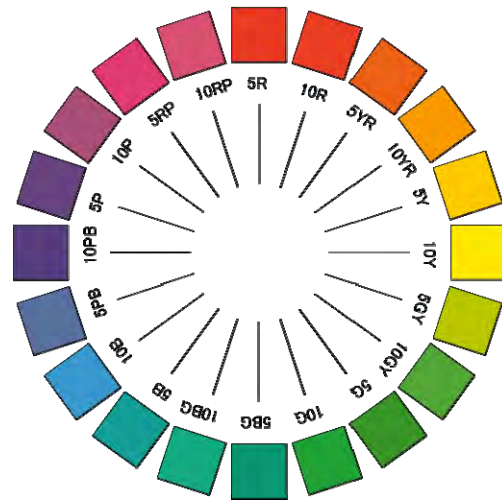
色の表示方法

■色は3要素

マンセル値では(1) 色相 (色合い)、(2) 明度 (明るさ・暗さ)、(3) 彩度 (鮮やかさ) の3要素で表す。

(1) 色相(Hue)

葉っぱは緑、空と海は青、ラベンダーは紫、イチゴは赤、ひまわりは黄というように誰でも物の「色合い」を思い浮かべることが出来ます。この色合いをマンセル値ではG (緑: グリーン)、B (青: ブルー)、P (紫: パープル)、R (赤: レッド) Y (黄: イエロー) の5つで表し、更に中間に YR、GY、BG、PB、RP) の5つを設けた。さらにそれらの色相を10で分割した計100色相で表わした。例えば Y R (黄赤: オレンジ色) というふうに表示します。YとGを組み合わせると黄緑、BとGで青緑というように組み合わせをつないでいくと右の図の「色相環 (しきそうかん)」 (hue circle) と呼ばれる輪ができます。



(2) 明度(Value) ・ (3) 彩度(Chroma)

下の図は色相環から 10 Y R を取り出し明度と彩度をさまざまに調整してならべたものです。彩度は横方向の変化で、色の鮮やかさを表します。色相環から取り出した色は右端の14ですが、この数値を小さくしていくと、だんだんくすんだ色になり、ゼロになると色合いのないグレーになります。明度はこのうち縦方向の変化で、色の明るさ、暗さを表します。数値が大きいと明るく (白っぽく)、小さいと暗く (黒っぽく) なることが分かります。

■マンセル値の見方

3要素を【色相・明度/彩度】の順に表示します。

右の赤い囲みの色は

【5 Y 6 / 10】

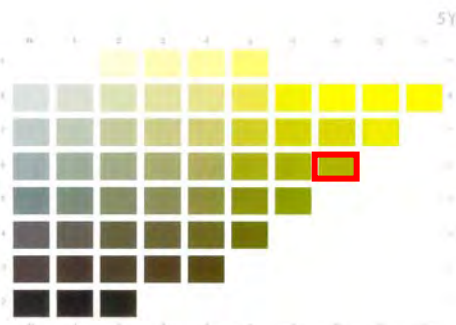
5ワイ6の10と読み、色相がイエロー、明度6、彩度10の色を表します。

明度

9
8
7
6
5
4
3
2

彩度

N 1 2 3 4 6 8 10 12 14



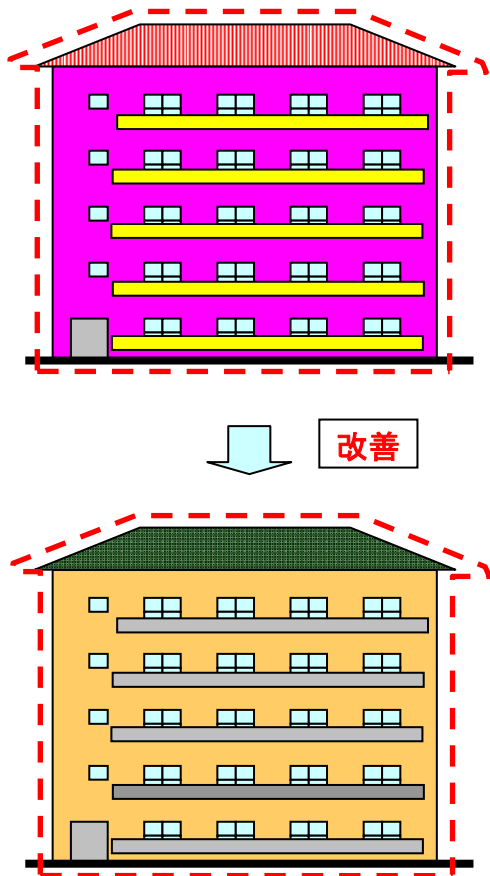
[考え方]

外観の色については、色相（赤・オレンジ・黄色・黄緑・緑・青・青紫・紫・赤紫）にかかわらず、彩度は7以下となる意匠が基本となります。
建築物等の外観にけばけばしい色彩を用いることにより、周辺景観を著しく阻害するとき**勧告・協議基準に該当します。**

[事例]

屋根、塀、開口部など立面に表れるもの全て面積に含みます。また、壁面広告物については、適合部分として面積に含みます。
例えば下図のように、けばけばしい色彩（5RP5/12）の面積が、当該立面面積の全体面積の1/5超えています。
下記立面図は、勧告・協議基準に該当する例です。

勧告・変更命令等想定事例



[等色相面]

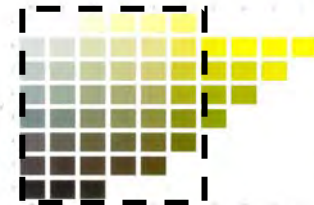
下の図は印刷によるもので、正確な色ではないため、実際の色は色票により確認してください。

● 5 R (赤) (彩度7) ↓



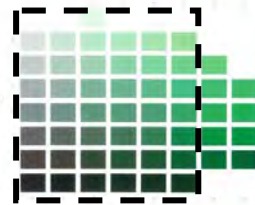
N 1 2 3 4 6 8 10 12 14

● 5 Y (黄) (彩度7) ↓



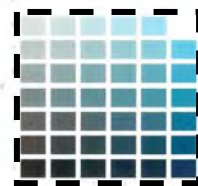
N 1 2 3 4 6 8 10 12 14

● 5 G (緑) (彩度7) ↓



N 1 2 3 4 6 8 10 12 14

● 5 B (青) (彩度7) ↓



N 1 2 3 4 6 8 10 12 14

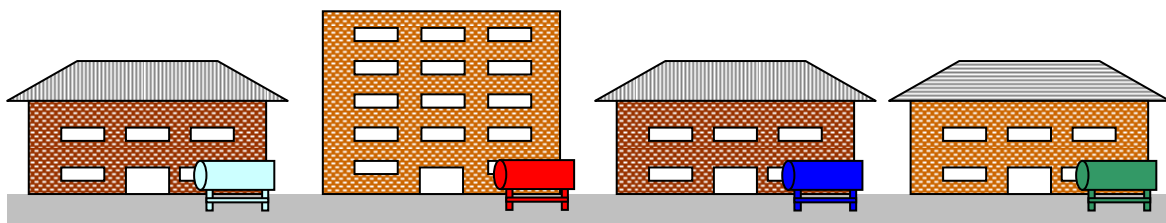
● 5 P (紫) (彩度7) ↓



N 1 2 3 4 6 8 10 12 14

【景観形成の配慮事項】

- (5) オイルタンクや室外機・屋上設備等など、建築物に附属する設備等は可能な限り目立たない位置へ設置し、又は目隠しをする等の工夫をしてください。
- (6) 作工物は、建築本体とのデザインの調和を図り、擁壁などについては、威圧感を軽減するよう、形状、素材感の工夫、壁面の緑化、前面の植栽など修景に配慮してください。



【考え方】

建築物に附属する設備等が、建築物本から独立したり、目立ちすぎたりすると煩雑な印象を与える。特にオイルタンクや室外機などは、可能な限り目立たない位置に設置し、または目隠しをする工夫が必要になります。



【勧告・協議基準】

- (3) 建築物に附属する設備等を目立つ位置に設置し、又は露出させることにより、周辺景観が著しく阻害されると認められるとき。

5-4 敷地の外構・その他

【景観形成の配慮事項】

- (1) 敷地内は、周辺環境との調和を図り、特に道路等の公共空間に面した空間は、街並みにふさわしい修景を行うよう配慮してください。
- (2) 敷地内の既存樹木は、可能な限り保存又は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に努めてください。
- (3) 堆雪スペース等の設置を考慮するとともに、積雪期以外におけるこれらの施設と周辺景観との調和にも配慮してください。

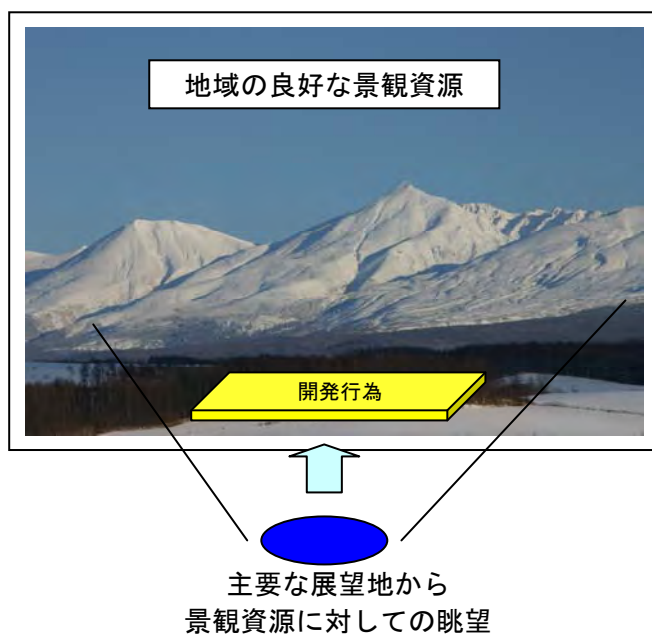
【勧告・協議基準】

- (1) 建築物等の敷地の外構が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。
- (2) 良好な景観の形成に重要な樹木を伐採することにより、周辺景観を著しく阻害するとき。

5-5 開発行為の位置・配置

【景観形成の配慮事項】

- (1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置としてください。
- (2) 十勝岳連峰、河川や歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した位置としてください。
- (3) 道路その他公共の場所や町内の代表的な視点から見える部分での、のり面・擁壁などの構造物の配置はできるだけ避け不可能な場合には前面に植樹を行ってください。



【勧告・協議基準】

- (1) 開発行為の位置が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。
- (2) 主要な展望地から地域の良好な景観資源に対する眺望に大きな影響を及ぼす位置で開発行為を行うとき。
- (3) 地域の良好な景観資源の近傍地で、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害する開発行為を行うとき。

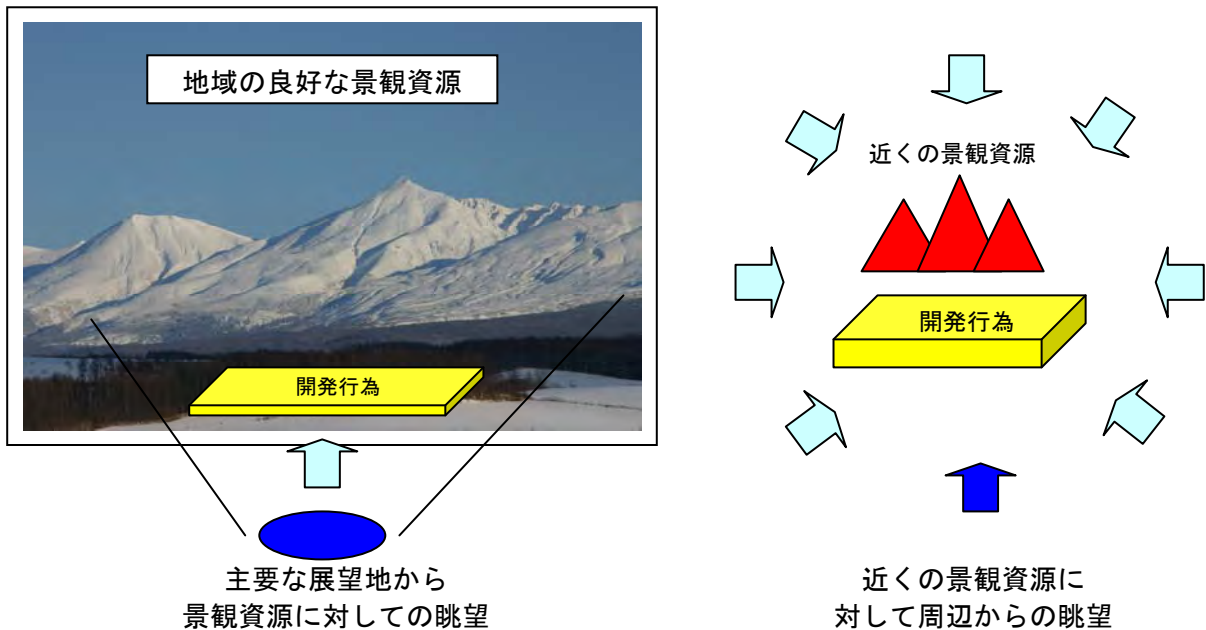
【考え方】

- (1) 良好な景観地域で開発行為をするにあたっては、地域の特性が失われたり、周辺の景観が損なわれたりしないように、周辺状況を充分把握してうえでその地域にふさわしい計画や設計をしてください。
- (2) 開発行為は周辺に与える影響が大きいため、地域の特性や周辺景観との調和に配慮する必要があります。
- (3) 「主要な展望地」と「地域の良好な景観資源」を結ぶ線上の位置で開発行為をする場合に、この景観資源に対する眺望に大きな影響を及ぼす位置で開発行為を行うときは、勧告・協議基準に該当します。
- (4) 地域の良好な景観資源の近傍地で当該景観資源に対する眺望を著しく阻害する開発行為を行うときは、勧告・協議基準に該当します。

5-6 開発行為の規模

【景観形成の配慮事項】

- (1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した規模としてください。
- (2) 十勝岳連峰、河川、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した規模としてください。



【勧告・協議基準】

- (1) 開発行為の規模が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。
- (2) 主要な展望地から地域の良好な景観資源に対する眺望に大きな影響を及ぼす規模で開発行為を行うとき。
- (3) 地域の良好な景観資源の近傍地で、当該景観を著しく阻害する規模の開発行為を行うとき。

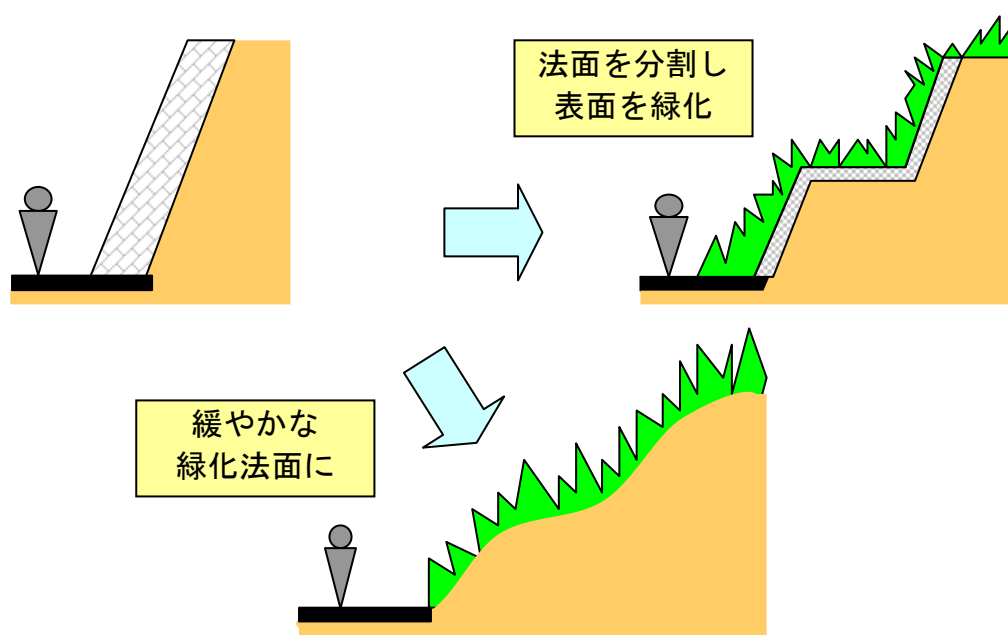
【考え方】

- (1) 良好な景観地域で開発行為をするにあたっては、地域の特性が失われたり、周辺の景観が損なわれたりしないように、周辺状況を充分把握したうえでその地域にふさわしい計画や設計をしてください。
- (2) 開発行為は周辺に与える影響が大きいため、地域の特性や周辺景観との調和に配慮した規模とすることが必要であります。
- (3) 「主要な展望地」と「地域の良好な景観資源」を結ぶ線上の位置で開発行為をする場合に、この景観資源に対する眺望に大きな影響を及ぼす規模で開発行為を行うときは、勧告・協議基準に該当します。
- (4) 地域の良好な景観資源の近傍地で当該景観資源に対する眺望を著しく阻害する開発行為を行うときは、勧告・協議基準に該当します。

5-7 開発行為の形状・緑化等

【景観形成の配慮事項】

- (1) 十勝岳連峰や周辺景観との調和に配慮した形状としてください。
- (2) 開発区域内にある河川や水辺、表土や植生等は可能な限り保全し、活用をしてください。
- (3) 開発区域内の既存樹木は、可能な限り保存又は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に努めてください。
- (4) 巨大な法面が発生しないよう配慮し、法面が生じる場合は自然地形に合わせて植栽してください。
- (5) 擁壁などの構造物については、壁面の緑化、前面の植栽や修景措置を行ってください。



【勧告・協議基準】

- (1) 開発行為の形状が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。
- (2) 河川や水辺、表土や植生等を保全しないことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。
- (3) 地域で親しまれている景観の保全に重要な樹木を伐採することにより、周辺景観が著しく阻害するとき。

5-8 堆積物等

【景観形成の配慮事項】

- (1) 屋外における土石、廃棄物、再生資源、資材置き場その他の物件の集積、堆積、貯蔵は出来るだけ止め、やむを得ない場合は、原則高さ3m以下とし、外周部に樹木を植栽するなど修景に努めてください。

【勧告・協議基準】

- (1) 屋外における土石、廃棄物、再生資源、資材置き場その他の物件の堆積物において、地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。

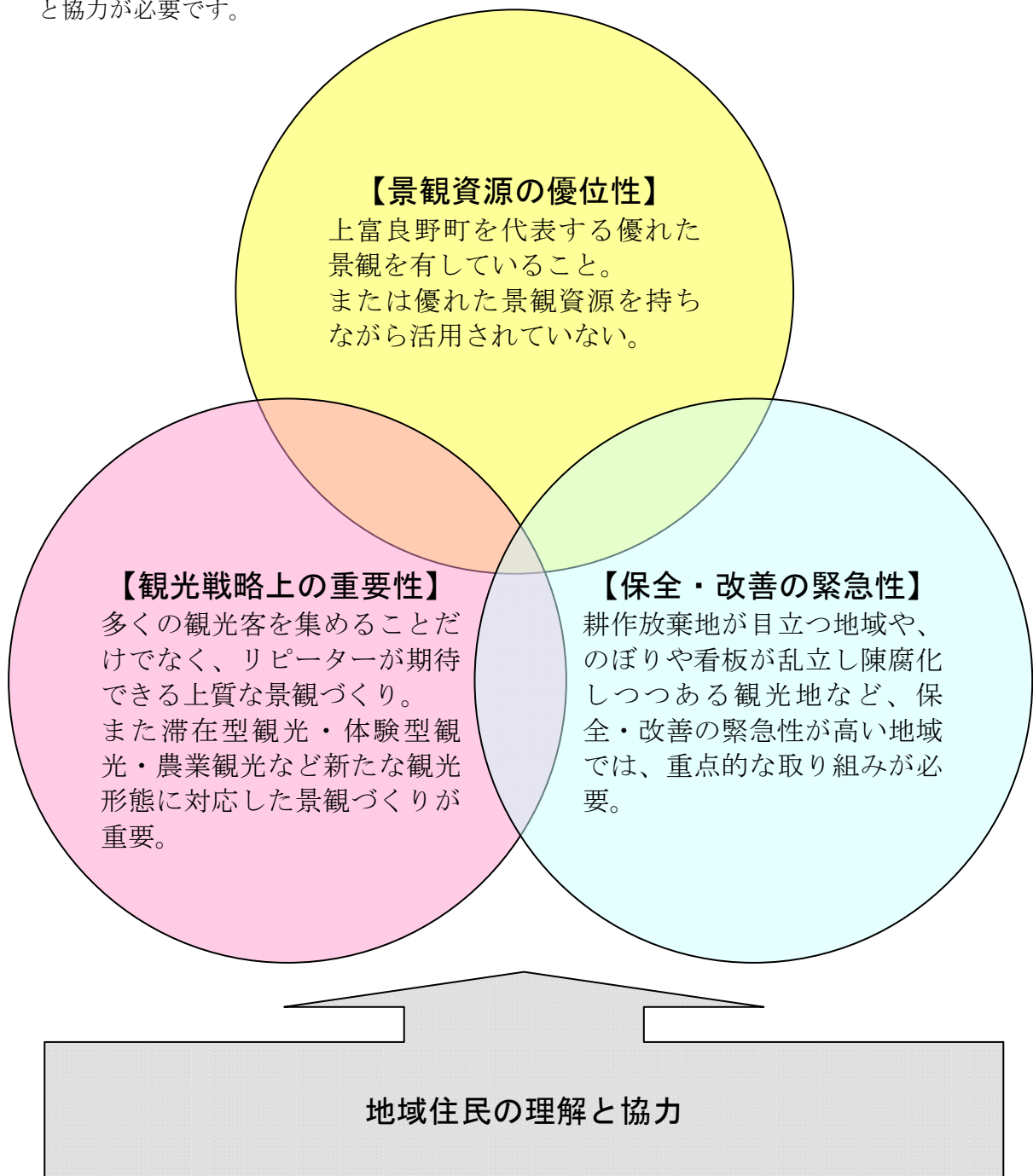
第6章 景観づくり重点地区又は重点路線の指定方針

6-1 指定の考え方

特に景観形成の必要性が高い地区に関しては、地区住民の議論を通して独自基準を設定し、より実効性の高い景観形成の誘導を図っていくことが考えられます。

景観形成の必要性については、「景観資源の優位性」「観光戦略上の重要性」「保全・改善の緊急性」というそれぞれの観点に立ち、地区・路線の重点指定の必要性を検討します。

また、重点地区または重点路線として指定するためには、地区ならびに沿線住民の理解と協力が必要です。



6-2 指定検討案

「景観資源の優位性」「観光戦略上の重要性」「保全・改善の緊急性」「地域住民の理解と協力」という4つの視点で、上富良野町の代表的な観光地区を検討しました。

その結果、深山峠地区は、観光戦略上も重要であり、看板の乱立など景観保全・改善の緊急性も高く、また、地域住民の理解と協力を得る素地もできていることから、町内の他地域よりも一段階高い景観形成基準を定めることが適切であると考えられます。

視点 地区名	景観資源の優位性	観光戦略上の重要性	保全・改善の緊急性	前提となる地域 住民の理解と協力
深山峠地区	十勝岳を望む丘の上に位置し、良好な景観を得ることができる。	観光客のメインルートである国道237号に位置し重要性は極めて高い。	売店などの看板・のぼり等が立ち並び、景観の魅力を損なっている。	「深山峠観光開発振興会」 「地域住民」
駅周辺地区	駅前通（道道吹上上富良野線）から市街地を通して、西の幌内山地を望む。	自動車やバスでの観光客の玄関口であり、観光戦略上の重要性は極めて高い。	駅周辺の賑わいが乏しく、今後駅舎の改築にあわせて周辺の改善が必要である。	「商工会」 「地域住民」
千望峠地区	市街地を俯瞰し十勝岳を望む丘の上に位置し、良好な景観を得ることができる。	芦別方面からの観光移動ルートであり重要性は高い。	民間の看板等は少ないものの、道路付属物や公園施設について改良の余地がある。	「地域住民」
里仁地区	田園地帯に囲まれ、起伏に富んだ丘陵地形と、十勝岳への良好な景観を得ることができる	上富良野町を代表する景観で、リピーター客が再び訪れる動機づくり寄与すべき地域である。	看板等の景観障害物は少ない。ただし農地の保全のための取り組みなどが必要。	「深山峠観光開発振興会」 「地域住民」

6-3 景観づくり重点地区又は重点路線での行為の制限

『観光に特化した地域（独自基準エリア）』

遠目で見る分には目立たなくても、目の前にあれば、小さな建物や看板でも景色を台無しにしてしまうことがあります。そのため、観光に特化した地域では、小規模な建築物や広告物に対しても基準を設ける必要性があります。

また、基準の運用にあたっては住民の理解と協力が欠かせないことから、地元住民の話し合いを通じて基準を設定することが必要です。

【景観づくり重点地区指定に向けての地区住民の合意形成】

- 1 重点地区指定に向けての組織づくり
- 2 景観形成のためのルールづくり
- 3 景観の保持及びルールを履行するための必要な支援策
- 4 地区内における産業連携

【景観づくり重点地区の目的】

- 1 優れた景観資源の保有（地域の位置づけを明確化）
- 2 景観づくりの推進（すばらしい景観を残し、魅力ある景観づくり）
- 3 地域の魅力発信（地域PRの強化、地域全体のトータルプロデュース）
- 4 地域内産業の連携（地域の事業者による地場農産物の商品活用）
- 5 地域ブランドの確立（農業の活性化）
- 6 生活環境・質の向上（農業の発展が地域の発展）
- 7 観光客等のマナー向上（農作業交通の障害等）

【支援策の検討】

- 1 建築等に関するルールを履行するための支援策
- 2 耕作放棄地等を放棄しないための支援策
- 3 農地保全を主とした農業支援策
- 4 Iターン、Uターン「多様な担い手」
- 5 市民農園法の活用、農業をやりたい人に農業をやれるような制度の運用
- 6 国・道との協力体制づくり
- 7 視点場整備等

【考え方】～町条例の関係条項

1. 町長は、重点地区を指定するときは、「景観づくり計画」において、この区域ごとの方針や制限に関する事項を定めるものとする。（条例第11条第4項）
2. 届出対象行為（条例第12条）
 - ・ 建築物等の新築、増築、改築又は移転
 - ・ 屋外における物品の集積又は貯蔵
 - ・ 土地の形質の変更
 - ・ その他町長が景観づくりに影響があると認める行為
3. 重点地区内の廃屋、空き地、遊休地が景観を阻害していると認めるときは、所有者等に対して、景観づくりに配慮した管理を行うように要請することができます。（条例第17条）

第7章 景観形成・保護への取り組み

7-1 景観重要建造物・景観重要樹木の指定（法第8条第2項第4号関係）

法では、地域の景観上重要な建造物や樹木について景観重要建造物・景観重要樹木に指定する制度があります。

これらに指定されると、所有者及び管理者に適正管理の義務が課せられほか、外観を変更する際には許可を受ける必要があります。

(1) 指定方針

上富良野町の景観を形成する上で重要な構成要素となっているものを優先して指定することとします。指定にあたっては「歴史的・文化的重要性」「希少性」「シンボル性」などの視点に基づいて検討を行います。

(2) 指定手続き

景観重要建造物の指定にあたっては、あらかじめ建造物の所有者の意見を聴くほか、専門家や第三者機関の意見を聴くこととします。

(3) 保護と景観形成

上富良野町を含む富良野・美瑛地区は、なだらかな丘陵に、原始の森が開墾されて造られた、広大な畑や草地が広がる独特な景観を持っています。

土地所有境界の目印として残置、あるいは植栽された樹木や、農地を守るための防風林が、地形と相俟って、心地よい風景を作り出している場所も少なくありません。

風景の構成要素として重要な樹木については、保護だけではなく、将来的な景観形成の意味からも焦点を当てていきます。

[1] 景観行政団体の長による指定
[2] 建造物、樹木の所有者からの提案

[3] 所有者の意見を聴き（同意）

[4] 景観推進会議での検討
【視点】
・歴史的・文化的重要性
・希少性
・シンボル性

[5] 景観審議会推薦

[6] 認定

<景観重要建造物>

景観重要建造物等に指定されると、外観等に係る部分について建築基準法の規制緩和が可能となることや、税制上の特例などのメリットがある一方、その所有者・管理者は、良好な景観が損なわれないよう適切に管理することが義務づけられています。そこで景観整備機構により景観重要建造物等の管理を行うことも考えられます。景観整備機構とは、地方公共団体（上富良野町）に代わって、あるいは地方公共団体とともに良好な景観形成に取り組む主体として指定するもので、NPO法人などを想定しています。

7-2 屋外広告物の表示等の制限（法第8条第2項第5号イ関係）

北海道屋外広告物条例に基づき、北海道と連携しながら監視を行い、条例に反する屋外広告物については、必要に応じて撤去することにも努めていきます。

また、屋外広告物の設置・表示をしようとする者に対しては、表示面積や色彩・デザイン、設置数などについて、周辺景観に配慮がなされるよう誘導するほか、必要に応じて、本町の実情に即した地域申し合わせや地区協定など独自の自主的規制を検討します。

7-3 景観協定の活用（法第81条関係）

景観協定は、住民が自らの手で景観づくりに関する自主的な約束事を定め、協定を結ぶものです。

景観計画区域内で一団の土地の所有者等の「全員の合意」により、「景観協定」を締結することが出来ます。

この景観協定では、建築物の色や形状、敷地の緑化、看板のデザインといったハード面だけでなく、家の前や店先に花を飾るなど、ソフト面も含めた幅広い取り決めをおこなうことができます。

また、町長が景観協定を認可することで法による効力が生じ、土地の所有権や借地権が移転した場合にもその効力が継承されます。

景観協定は、住民が中心となって美しい景観づくりを進める有効な方法であり、情報の提供や技術的支援などに努めていきます。

景観協定で定める事項

○景観協定の目的となる区域（景観協定区域）

○良好な景観形成のために必要な事項

選択事項

- ・ 建築物の形態意匠に関する基準
- ・ 建築物の敷地、位置、規模、構造、用途又は建築設備に関する基準
- ・ 工作物の位置、規模、構造、用途又は形態意匠に関する基準
- ・ 樹木地・草地等の保全又は緑化に関する事項
- ・ 屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する基準
- ・ 農用地の保全又は利用に関する基準
- ・ その他良好な景観の形成に関する事項

○景観協定の有効期間

○違反した場合の措置

7-4 景観農業振興地域整備計画の策定（法第8条第2項第5号ニ関係）

農業が作り出す四季折々の景観は、上富良野の景観を形成する最も重要な要素です。法には「景観農業振興地域整備計画」という制度があり、景観形成作物の作付け、耕地内防風林の適正管理など、景観に配慮した農地の利用を地域ぐるみで行う場合に法的な後押しを行うほか、景観整備機構として指定されたNPOなどが農地の利用権を取得できる仕組みも用意されています。

今後、農地を活用した景観づくりへの機運を高め、農畜産物の「かみふらのブランド」と連携しながら、制度の概要や取り組み事例の紹介などを行い、「景観農業振興地域整備計画」の策定を検討していきます。

（参考）景観農業振興地域整備計画とは

市町村が景観計画区域内の農業振興地域について、景観と調和のとれた土地の農業上の利用に関する事項や農用地及び農業用施設などの整備に関する事項を定めたもの。

景観と調和した土地利用を促し、耕作放棄地対策などの効果があります。

7-5 花と緑のまちづくり

「観光客へのおもてなし」として良好な景観づくりに玄関先や花壇に花を飾りましょう。町では効果的なまちなみ景観に配慮した植栽を進めるため、北海道が育成するフラワーマスターの協力を得て、植栽に関する指導・助言を行っています。

また観光の拠点となっている日の出公園は、ラベンダー発祥の地として維持管理を行い、1年草や宿根草などを植栽し長い期間、魅せる花を植栽し景観に配慮した公園づくりを行います。



日の出公園「ラベンダー発祥の地碑」



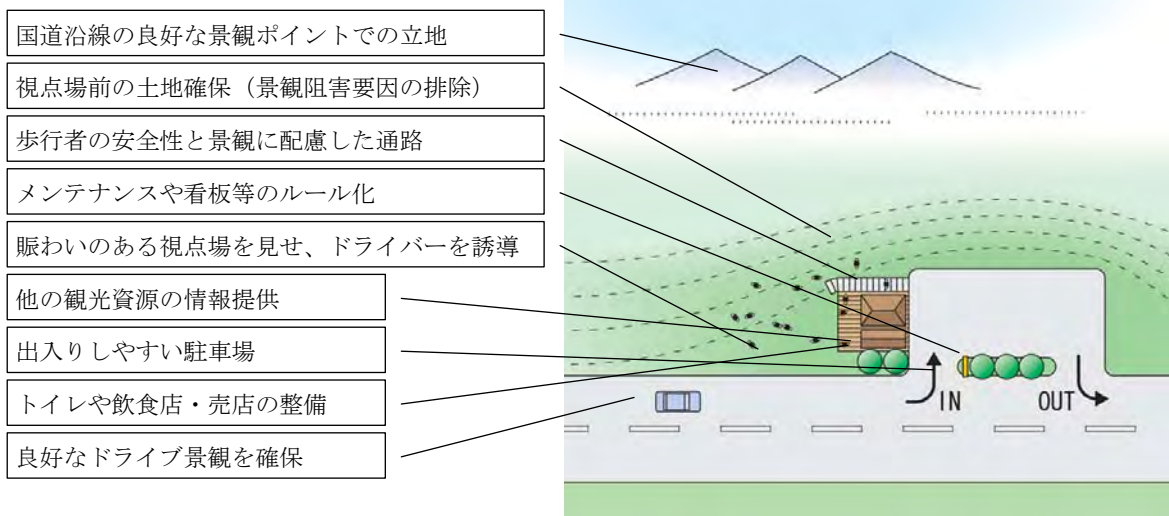
日の出公園「満開に咲き誇った花々」

7-6 景観スポット(視点場)の認定と整備

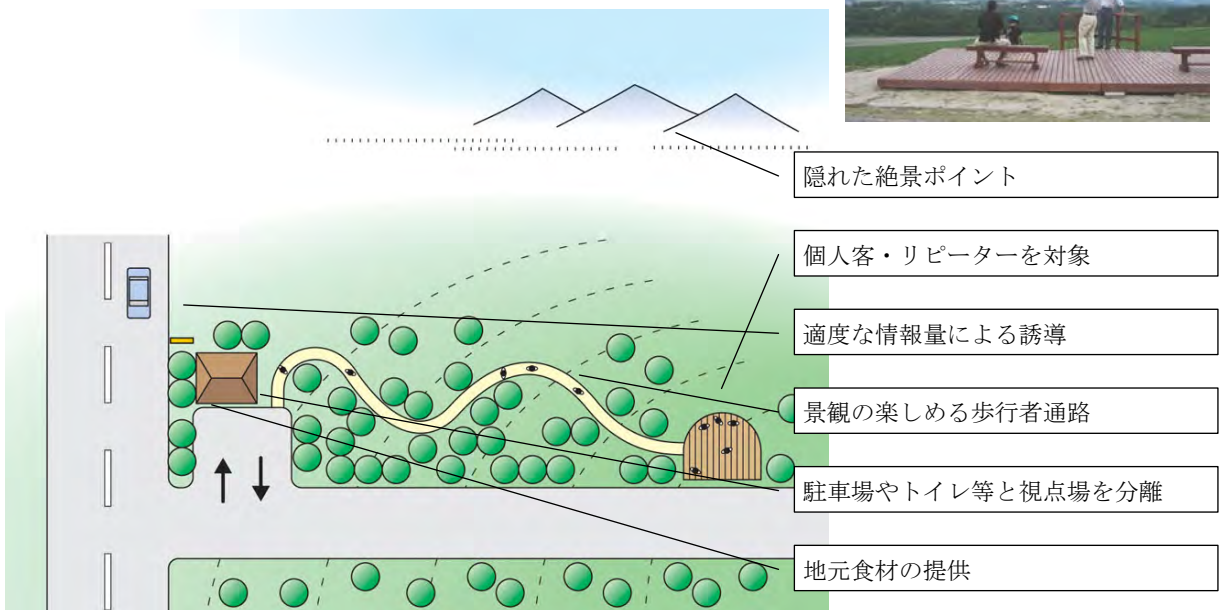
町内における景観のすばらしい地域やポイントがたくさんあり、休憩施設の設置や景観を楽しむ場の整備を進めます。まず、「かみふらの八景」と「かみふらの景観ポイント 8」の景観スポット(視点場)としての認定を行います。

また、埋もれている景観スポットの発掘を進め充実を図ります。

●国道沿線の良好な景観ポイント（視点場整備）



●隠れた景観ポイント（視点場整備）



第8章 協働の進め方

8-1 景観づくり推進会議

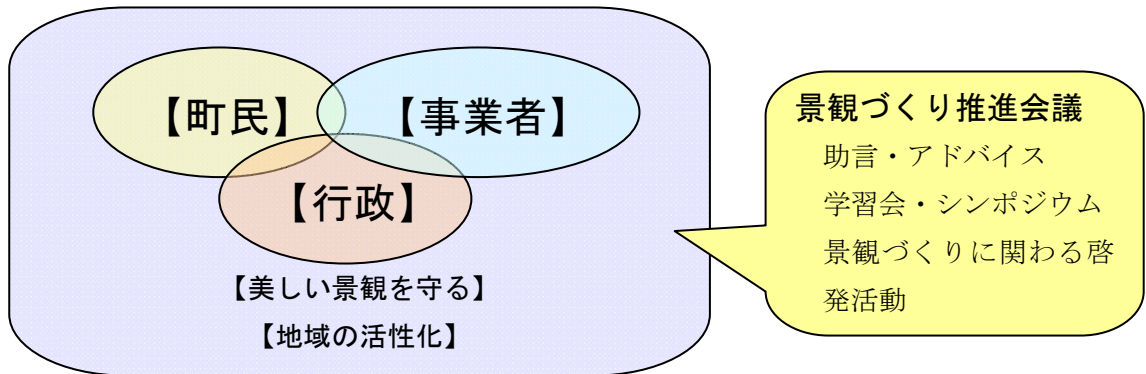
美しい景観づくりのためには、町民・事業者・行政等が、「かみふらの景観づくり計画」の内容を十分理解し一体となり、それぞれが実践していく必要があります。

景観づくりのねらいは、より良い景観づくりを進めていく観点から、届出行為に対する助言と協議を行う機会を持つことを主眼に置いています。

このような考えに基づいて、上富良野町の景観づくりを適切に推進するため、景観づくりのあり方や届出行為に対する助言などについて検討・協議する『景観づくり推進会議』を設置しています。

『景観づくり推進会議』は、景観に関わる学識経験者や専門家、町民などを委員として運営していきます。会議では、景観づくりのあり方や仕組み、届出行為に対する助言を検討する他、学習会やシンポジウムの開催など、景観づくりに関わる啓発活動にも取り組みます。

『景観づくり推進会議』では、景観を大切にする町民意識を醸成し、そのために必要な知識を町民が修得することを支援するとともに、より良い景観を育むためのアドバイスをを行い、上富良野町全体の景観づくりを牽引することを目指します。



8-2 支援方策

景観づくりや改善に向けて活動する団体に対して、技術的支援（アドバイザーの派遣、学習会やシンポジウムの開催支援等）や、活動費の一部の助成を行います。

対象団体：景観づくりや改善に向けて活動する団体のうち、景観推進会議の承認を得た組織。

助成内容：技術的な支援や経費の一部負担。

その他：助成額については、活動団体と町との協議において定める。

「かみふらの景観づくり条例」

（支援）

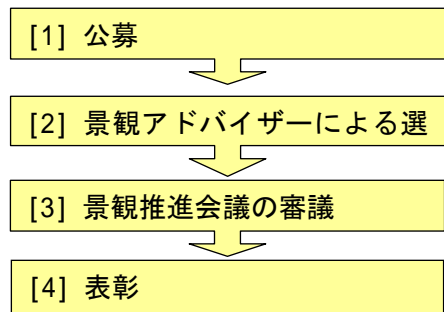
第 23 条 町長は、景観づくりの推進に有効、かつ、必要があると認めたときは、町民及び事業者が行う次に掲げる事業及び活動に対して、景観推進会議の意見を聞いたうえで、技術的な支援又は予算の範囲内において必要な経費を一部助成することができる。

- (1) 重点地区等内における景観づくりに係る事業及び活動
- (2) その他景観づくりを推進するにあたって、町長が特に必要と認めた事業及び活動

8-3 表彰制度

上富良野町の景観づくりに関わってきた人達の活動を広く紹介し、町民の皆様に関心をもってもらうため「上富良野町景観賞」の制度を実施します。

皆様からの公募をもとに、専門家（景観アドバイザー）による選考ならびに、景観推進会議の審議を経て景観づくりに多大な寄与を行ったと認められる方を表彰します。



「かみふらの景観づくり条例」

（表彰）

第 24 条 町長は、景観づくりに著しく寄与したと認められる行為を行った者を上富良野町表彰条例（昭和 58 年上富良野町条例第 9 号）に基づく規定により表彰することができる。

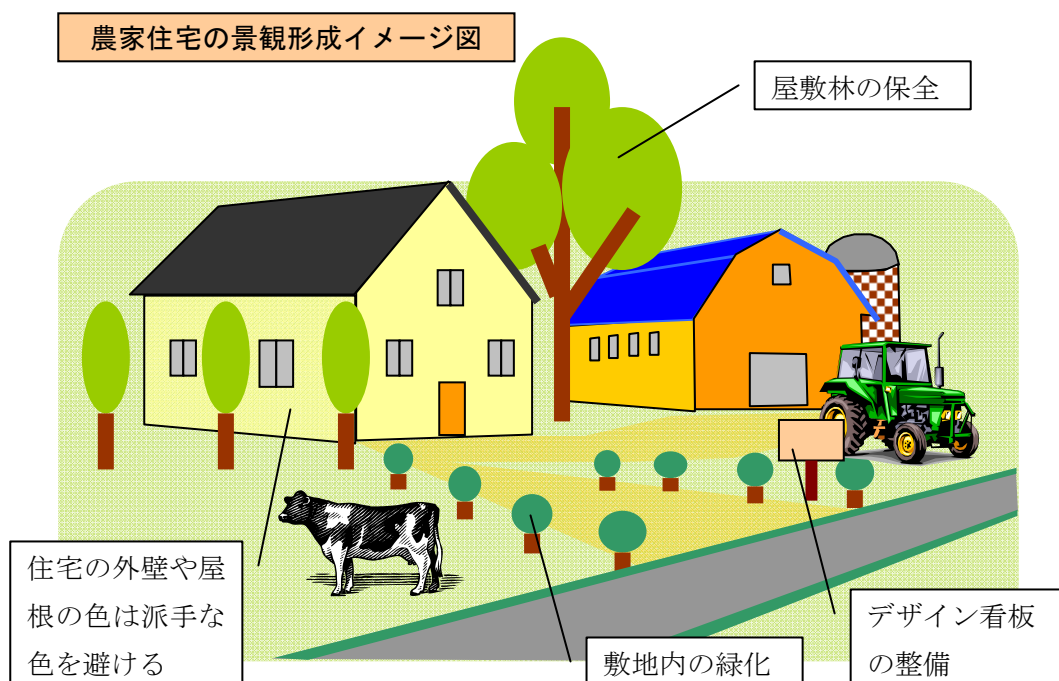
8-4 罰 則

届出を怠ったり、虚偽の届出をした場合などは、法により罰せられることがあります。

(参考) 農家住宅の景観形成に向けた指針

上富良野町の農家住宅は、居住の場（住宅）と生産の場（倉庫、ビニールハウス、畜舎、サイロ）など同じ敷地内にあるものが多くみられます。

今後は、農家や地域住民と協力し、敷地内の整理整頓や古い農機具を活用した工夫、屋敷林の保全、住宅の外壁や屋根の色、個性あるデザイン看板など、良好な農家住宅の景観形成に向けた指針の策定などを検討します。



景観に対する問い合わせは

上富良野町役場建設水道課建設班
〒071-0596
北海道空知郡上富良野町大町2丁目2番11号
電話 0167-45-6981
FAX 0167-45-5362
電子メール kensui@town.kamifurano.lg.jp